

第3回定例会会議録

令和6年 9月 5日（木）

開 議 午前10時00分

○議長（荻原謙一君） これより本会議を再開します。

本日、暑くなることが予想されますので、随時、上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は14名であります。

理事者側は全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

―――日程第1 一般質問―――

○議長（荻原謙一君） 日程に従い、これより一般通告質問を行います。

なお、本日の一般質問の質問者は、午前2名、午後2名の計4名とします。

それでは、順次発言を許可します。

| 頁 | 通告番号 | 氏 名 | 件 名 |
|-----|------|---------|------------------------------|
| 149 | 6 | 池 田 る み | 学校での熱中症対策について |
| | | | 加齢性難聴者と聴覚障がい者支援について |
| 165 | 7 | 尾 関 充 紗 | インターネットでの誹謗中傷対策や情報モラルの向上について |
| 185 | 8 | 山 本 今朝和 | 8月7日発生 of 豪雨災害について |
| | | | 第9期介護保険事業について |
| 195 | 9 | 赤 田 憲 子 | 小中学生の学力向上及び教育に対する町の取り組みについて |
| | | | 中学部活動の現状と地域クラブ移行について |

通告6番、池田るみ議員の質問を許可します。

池田るみ議員。

（10番 池田るみ君 登壇）

○10番（池田るみ君） おはようございます。通告番号6番、議席番号10番、池田る

みです。本日は、通告いたしました2件について、順次、質問をいたします。

早速ですが、1件目の学校での熱中症対策についての質問に入ります。

地球温暖化の影響で年々夏の気温は上昇し、気象庁によると、2024年の夏の期間、6月から8月の日本の平均気温は昨年と並んで過去最高となり、7月の平均気温は統計を開始した1898年以降、昨年の記録をさらに上回り最も高くなったということです。観測史上の気温を更新している夏の暑さへの対策、熱中症対策が喫緊の課題となっております。

日本スポーツ振興センターの統計によると、小中高校の管理下で起きた熱中症の件数は、2018年度の7,045件をピークに2021年度には2,549件で、小学校が264件、中学校が996件、高校などが1,289件でした。中学校と高校が多かったのは運動部の影響と見られます。

また、2005年から2020年度に報告された熱中症が原因の死亡事故は27件で、このうち最も多かったのは体育的部活動の22件で8割を占めています。

熱中症の件数、死亡事故件数も減少傾向にありますが、熱中症に関する正しい知識と対策が必要です。そこで環境省、文部科学省では、学校現場における熱中症対策の推進に関する検討会を開催し、学校における実際の熱中症対策や判断の参考となる事項について検討の上、令和3年5月に学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きを作成いたしました。

教育委員会などの学校設置者等が作成する熱中症対策に係る学校向けガイドラインの作成、改訂に活用を促しています。教育委員会では、熱中症対策ガイドラインは策定されているのかどうかお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えいたします。

環境省、文部科学省は、教育委員会等の学校設置者が学校向けに作成する熱中症対策に対し、議員おっしゃいますとおり、令和3年5月、学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きを作成しました。これに基づきまして、教育委員会では御代田町立小中学校熱中症対策ガイドラインを作成しております。

また、環境省、文部科学省は、作成から3年が経過し気候変動適応法等の一部を改正する法律が施行されるなど、熱中症対策をめぐる状況について動きがあったことを踏まえ、今年4月にその内容を一部追加や補う資料を取りまとめました。

この資料は、一部改正による制度の概要や最近の事故事例及び教訓、学校等における熱中症事故対応に関する事例を掲載するとともに、事故防止に必要な取組や留意点が一覧できるチェックリストを収録したものとなっております。この内容に基づきまして当町のガイドラインも改定をしております。

教育委員会では、このガイドライン、小中学校の学校長をはじめ養護教諭とも情報共有し、学校生活における熱中症対策の推進を図っております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） ガイドラインは策定され、また改定もし、学校と共有して対策をされているということでした。

学校における熱中症対策ガイドラインの作成手引によりますと、学校での熱中症による死亡事故は、ほとんどが体育、スポーツ活動によるもので、部活動において屋外、屋内で行われるスポーツでは厚手の衣類や防具を着用するスポーツで多く発生する傾向にあります。

体育やスポーツ活動によって発生する熱中症は、それほど高くない気温25度から30度でも湿度が高い場合には発生することが特徴的とあります。

御代田町の小中学校における空調設備の整備状況は、普通教室と特別教室に天井用の扇風機が平成25年に御代田北小学校、平成26年に御代田南小学校、平成30年に中学校に設置され、令和元年度には3小中学校へのエアコンの設置が進みました。

文部科学省の全国の小中学校の空調設備設置状況の公表では、令和4年9月1日現在、当町の小中学校3校あわせて普通教室53教室中52教室にエアコンが設置されており、特別教室へは3校あわせて39教室中33教室にエアコンが設置されています。しかし、体育館には3校ともエアコンの設置がありません。

以前、広報広聴委員会で使用する写真を撮りに中学校を訪れたことがありました。体育館では大型扇風機を使用して部活動が行われていましたが、体育館の中の熱い空気が動いているだけで蒸し暑く、運動をするには大変な環境ではないかと感じました。

小中学校の体育の授業や部活動での熱中症対策はどのようにされているのかお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えいたします。

基本的に、御代田町立小中学校熱中症ガイドラインに基づきまして熱中症対策を行っております。

まず、小中学校とも養護教諭が、毎日、熱中症指数モニターにより校庭や体育館などの熱中症指数を測定しております。その測定の結果、暑さ指数が31以上のときは屋外やエアコンが設置されていない屋内での運動や活動は原則中止、または延期となるため、教頭先生が校内放送などにより全職員及び全校に伝達し、体育の授業はもちろんのこと休み時間の過ごし方などについて指示を出しております。

体育の授業でございますが、授業中に測定の結果、暑さ指数が厳重警戒を示したときは原則中止し、エアコンの効いた教室などに行き体育以外のことを行ったりしています。

部活動に関してですが、基本的には体育の授業と同様となります。暑さ指数の測定の結果、厳重警戒を示したときは運動部顧問を招集し練習内容や運動時間の確認、また積極的な水分補給の励行、28度以下に設定した会議室を休憩場所として開放し各部活で適宜活用できるよう体制を整えております。

このように、小中学校ではガイドラインに基づき慎重な対策を取っていることから、幸いにも熱中症による事故などは起きていませんが、今後も教育委員会として各小中学校に対してガイドラインの遵守を呼びかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 体育館は体育の授業や部活動、そして各種行事やさらには災害時の避難所として使用される場合もあり、熱中症対策として体育館へのエアコン設置が必要と考えます。

体育館へのエアコン設置は、令和4年9月1日現在、全国でも11.9%と低く、設置が進まない理由の一つには費用が高額となることが上げられます。

文部科学省では、公立学校施設の空調設置の今後についてを公表し、自治体に対し避難所の役割も担う体育館の空調設置及び断熱性確保を要請するとともに、学校施設環境改善交付金のメニューであるエアコン設置に要する経費への補助率を

3分の1から2分の1に引上げ、自治体への検討を進めるよう促しております。

また、総務省の緊急防災・減災事業債は、指定避難所となっている学校の体育館のエアコン設置費用の資金調達にも活用できる起債で、70%は地方交付税措置され自治体の実質的負担は30%となります。

このような交付金や起債を活用して子どもたちの運動環境の向上、熱中症対策への小中学校の体育館のエアコン設置の考えについてお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えいたします。

小中学校体育館へのエアコン設置ということでございます。教育委員会としての考えをお答えさせていただきます。

まず、中学校ですが、築年数が浅く今後も長い年月を生徒たちの学び舎として利用していくことから、財政面等を考慮した上で設置について計画していきたいと考えております。

設置に際しましては、日々の学校生活に加え社会体育での貸出し、また災害発生時の避難所ということも考慮し、先ほど議員からお話しありました学校施設環境改善交付金の活用や防災という観点からの有利な起債などを活用してまいります。

小学校についてですが、築年数が47年経過しておりまして、現在、建替えを視野に入れた御代田町立小学校建設基金への積立てを行っております。

古い建物です。こちらは断熱性能が確保されておらず冷暖房効率が悪いことが課題となっており、エアコン設置にあわせて断熱性確保のための工事が必要となってまいります。あわせて実施していくのか、建替えのときに設置するのか、また冷風機のようなものを設置し暑さをしのいでいくのかなど、こちらについては引き続き検討をしていきたいと考えております。

交付金や起債があるとはいえ設置には多額の費用がかかります。町部局とも協議を行い、財政状況や町全体の事業や各種施策などの優先順位を考慮し設置について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 体育館は災害時に避難所となることから、停電になった場合に

も使用できる蓄電池を備えた電源自立型ガスヒートポンプエアコンを導入する自治体もあります。

この電源自立型ガスヒートポンプエアコンは、停電時はバッテリー電源によりエンジンを駆動させ発電機を回すことで室外機、室内機だけでなく照明や携帯の充電等に必要な電力を確保できるものです。

体育館が指定避難所となっているという点から総務課などとも連携をしていただき、このような検討もしていただきたいと考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えいたします。

災害発生時を想定しまして、ご指摘の電源自立型の機器も含めどのようなものが必要なかというところについては、町防災部局とも十分協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） エアコンの設置には多額の費用がかかることから、千葉県のいすみ市など低予算の移動式エアコンを導入している自治体もあります。

移動式エアコンは、冷房、暖房、除湿、送風が可能で、1人から2人と少人数で運ぶことができます。導入している自治体の教員や生徒からは大型扇風機よりもピンポイントでしっかり体を冷やせると評判もよいようであります。

小学校の体育館については断熱性や建替えのことなどもありますので、移動式エアコンの検討も考えていただくこともよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えいたします。

貴重な情報をありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 夏の暑さは年々記録を更新し厳しくなっております。また、避

難所が開設されるような災害もいつ起こるか分からないことから早期のエアコン設置が望まれます。費用面や小学校の体育館については課題もありますが、検討が早く進んでいくことを期待いたしまして、2件目の加齢性難聴者と聴覚障害者支援についての質問に入ります。

まずは加齢性難聴者支援についてです。

加齢による身体的、精神的、社会的に老い衰えている状態であるフレイルについて、フレイルから要介護状態、そして認知症へ進むプロセスをいかに遅らせることができるかが課題です。

厚生労働省の研究班の報告書によりますと、フレイルとは加齢とともに心身の活力が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり生活機能が障害され心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入、支援により生活機能の維持向上が可能な状態とされています。健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味いたします。

ご高齢の方が増えている現代社会において、2025年に高齢者の5人に1人が認知症になるとの予測がある中、フレイルを早期発見、そして治療、予防することが大切であります。

そして、このフレイルにも様々な種類があり、お口の健康に関してはオーラルフレイル、目の健康に関してはアイフレイル、耳の健康に関してはヒアリングフレイルであります。

聴覚機能の衰えが周囲との関わり合いを大きく変化させフレイルに陥ってしまい、その状態を放置すると心身の活力が衰え、認知症や鬱病になるリスクが高まること懸念されております。

加齢性難聴は、一般的に50歳頃から始まり65歳を超えると急激に増加すると言われ、聴力の低下は気づきにくい場合も多く、定期的な聴力検査、健診による早期発見が必要と考えます。

早期発見により医療機関への受診に、難聴による認知症予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費用の抑制にもつながってきます。しかし、現在、聴力検査は特定健診や後期高齢者健診にもありません。

そこで、町で聴力検査の導入ができないのかどうかお聞きいたします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

(保健福祉課長 浅川英樹君 登壇)

○保健福祉課長(浅川英樹君) お答えをいたします。

池田議員のおっしゃるとおり、難聴になりますと耳が聞こえづらくなるだけでなく、認知機能にも影響を与える可能性があるということが指摘されておるところでございます。

また、加齢性難聴は本人が気づかないうちに進行し、適切な支援や受診につながりにくいといったことが懸念されておるところでございます。

高齢者の聴力検査につきましては、厚生労働省老健局から、本年、令和6年8月19日付事務連絡で、「難聴高齢者の早期発見・早期介入モデル事業実施自治体の募集及び説明会の開催について」という文書が発出されたところでございます。

この事業につきましては、高齢者の集いの場や健康増進に関するイベントなど、住民の集まる場において聞こえのチェックなどの聞こえの講座を行い、難聴の疑いのある方に対して受診や専門職への相談を勧奨して必要な支援につなげるといった目的で実施されるものでございます。

今回、募集期間の締切りが短くて十分な検討ができなかったことからモデル事業への応募は見送りましたが、担当職員が説明会を受講しておりますので、今後、調査、研究を進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長(荻原謙一君) 池田るみ議員。

○10番(池田るみ君) 担当職員の方が説明会に出席されたということでありました。

高齢者の聞こえの状態を確認する取組としてヒアリングフレイルチェックを行っている自治体などもあります。

東京都の豊島区では、65歳以上の方を対象に民間のアプリを使い職員がタブレット端末を操作して音を流し、聞こえを無料でチェックする取組であります。全20問中、聞き取れた音が60%未満だった人は日常生活でも聞き返しが増え、大きな声での会話が必要な状態とされるため耳鼻咽喉科の医療機関を案内していて、2023年度にチェックを受けた313人の3割の方が60%未満だったそうです。

聴力の検査のほかにも高齢者の聞こえの状態を確認する取組はありますので、またぜひ先進自治体の調査、研究をしていただきたいと思います。

では、次に聴覚補助器にはマイクで収集した音を増幅して外耳道に送る気導補聴

器のほか、骨伝導聴力を活用する骨伝導補聴器や耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導補聴器などがあります。

日本補聴器工業が2022年に1万4,061人を対象に行ったアンケート調査では、自分が難聴、難聴だと思っているとした割合は10%で、このうち、かかりつけ医や耳鼻科医に相談をした人は38%、補聴器を所有している人の割合は約15%という結果になっております。

補聴器を所有していない理由の一つは、補聴器は3万円から30万円以上のものもあるなど高額で購入できないということがあります。

現状では、両耳の聴力が70dB以上の音でないと聞き取れないなど、かなり重い難聴でなければ障害認定による補聴器購入補助が受けられません。

WHOでは、聴力が中等度からの補聴器の使用を推奨しています。聴力の低下により周りの人とのコミュニケーションが取りにくい等、生活に支障が生じている高齢者の方が補聴器を利用することで生活の質の向上や社会参加の機会を増やし、住み慣れた地域で穏やかに生き生きと自分らしく暮らせるよう、中等度難聴程度、両耳の聴力が40dBから70dB未満の方を対象に補聴器の購入補助の一部を助成する市町村があります。

聴覚補助器の補聴器へ購入費用の助成制度導入についての考えをお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

補聴器の購入費用は高額でございまして、購入者の大きな負担になるということとは想定されますが、これまで町民の方、その他から相談ですとか要望というものがございませんでした。

今回、こういったご質問をいただき調査をさせていただいたところ、県内では19の市町村で高齢者などの補聴器の購入費用に補助金を交付しているということが分かりました。

現在、町では18歳未満の軽度、中等度難聴児を対象とした補聴器の購入及び修理に関する補助は実施しておりますが、今後、高齢者等の補聴器の購入費用への補助金交付の必要性について、既に実施をされている市町村の補助要件ですとか対象者の範囲、補助額、効果、実績などについて、調査、研究を進めてまいりたいとい

うふうに思います。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 役場庁舎の窓口では、耳が聞こえにくい高齢者や難聴者の方と円滑にコミュニケーションを取れるようにするため、軟骨伝導イヤホンを導入する自治体が増えております。

軟骨伝導イヤホンは、従来の伝導イヤホンと異なり耳の入口付近にある軟骨を振動させて音を伝えるイヤホンで、集音器とセットで利用します。構造上、音漏れが少なく、イヤホンは球状型で凸凹がないため手入れがしやすく衛生的に利用できます。

軟骨伝導イヤホンを窓口に設置することで聞こえづらさが緩和されるとともに、大きな声を出さずに済むことからプライバシーが守られるなどの効果もあります。

軟骨伝導イヤホンを窓口で老眼鏡のように気軽に使っていただき、耳の聞こえにくい高齢者や難聴者の方々に優しい窓口対応ができるように音のバリアフリーに取り組んでいただきたいと思います。

軟骨伝導イヤホンの窓口への導入について考えをお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

これまで耳が聞こえづらい方が来庁された場合には、その必要に応じまして大きな声でゆっくりお話しをさせていただいたり、時には紙に書いて説明をさせていただいたり、当然、資料に基づいた説明をさせていただくといった対応を取ってきて支障がなかったことから、軟骨伝導イヤホンというものの設置はしておりませんでした。

今回、この質問をいただいてちょっと調査をさせていただいたところ、近隣では立科町さんが窓口にその軟骨伝導イヤホンというものを設置したということですので、今後、立科町さんへの稼働状況ですとか効果の聞き取りなんかを行いまして、設置に要する費用なんかを調査した上で住民サービス向上の観点から設置に向けて調査、研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 近隣自治体では、答弁にありましたように立科町が町民課の窓口に設置しているということでしたので、8月6日に行って利用状況を伺ってまいりました。

立科町では、2台の軟骨伝導イヤホンを導入し、1台は町民課の窓口に、もう1台は高齢者を訪問する際、職員が持って行き活用をしているそうです。

今回は、町民課のマイナンバーカードを担当している職員の方から利用状況をお聞きしました。町民課の窓口に軟骨伝導イヤホンと「軟骨伝導イヤホンを設置しました」という案内板を出し利用を促すとともに、聞こえの悪いと感じた方には声をかけているそうです。そして利用した方からは、中程度の音量でよく聞こえるという声が多くあり、中には自分の家にあるといいなと言われた方もいらっしゃるということでした。

このように、実際に使用することで補聴器の利用を考えるきっかけにもつながってくることも考えられます。ぜひとも、また検討をしていただきたいと思います。

次に、聴覚障害者支援についての質問に入ります。

手話とは、物の名前や抽象的な概念等を手や指、身体の動き、顔の表情を使って表す独自の文法体系を有する視覚言語であります。

生まれてすぐに、または幼い頃に失聴した人々にとっての母語は、多くの場合は手話です。手話は古くから使用されておりますが、長い間、言語として認められず、手話を使用できる環境は十分には整えられていなく、地域や職場、学校などの社会において手話の使用は制約をされてきました。

手話は、聞こえる人たちの音声言語と同様に生活を営むために不可欠な意思疎通を図るための手段であります。ろう者は必要な情報を得ることもコミュニケーションを取ることもできず不便や不安を感じながら生活をしてきました。

2006年、国際連合総会において手話を言語と明記した障害者権利条約が採択され、2011年、日本においても障害者基本法の改正により同法に言語に手話を含む旨が規定されました。

町では、聴覚障害者の方が社会参加していくために必要な手話通訳者等を派遣するコミュニケーション支援事業がありますが、利用状況と課題があるかどうかお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

コミュニケーション支援事業とは、聴覚、言語障害、音声機能などの障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対し、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行い意思疎通の円滑化を図るという事業でございます。

通訳の派遣範囲は幾つかございまして、病院、保健所、その他医療機関における生命及び健康管理の必要事項に関すること、2点目、警察、裁判所、税務署、その他官公署における権利義務の重要事項に関わること、3点目で職業安定所、労働基準監督署、事業所における求職、これは求める職ですね。それと、その他重要な相談事項に関すること、4点目、学校、保育所、その他教育福祉機関との相談に関することなどとなっております。

利用状況につきましては、令和3年度で延べ10件、実利用者は3名でございました。令和4年度は延べ28件、実利用者4名、令和5年度延べ件数23件で実利用者が4名となっており、その多くは病院受診のための通訳派遣となっておりますが、運転免許の更新の検査ですとか講習の派遣も行っております。要約筆記者の派遣実績についてはございませんでした。

長野県登録手話通訳者名簿に登録をされている手話通訳者は、佐久圏域では17名おり御代田町では1名の方が、要約筆記者の登録者は、佐久圏域では12名おり御代田町では2名の方が登録をされております。各年度とも町内の登録者の1名の方がその派遣の大半となっておるところでございます。

現状で事業実施の課題はございませんが、町内在住の手話の登録者がいることで利用しやすい環境でもあると思いますので、町内在住の手話通訳者の人材を増やしていくということが課題であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 課題はやはり手話通訳者の人材を増やしていくことでありましたが、聴覚障害者の方々の社会参加を進めていくには手話の普及、そして手話を使える方々を増やすことが必要であり、手話に触れる機会が増えることが大切であると考えます。

佐久広域連合では手話奉仕員養成講座を開催し、当町でも来月10月には社会福祉協議会により手話交流会が開催されることとなっており、手話奉仕者の方や当事者の方から講話や手話の学習会が行われます。

また、毎年9月23日は手話言語の国際デーとなっており、昭和26年のこの日、世界ろう連盟が設立されたことに由来するもので、平成29年に国連総会で決議が採択されました。

決議文では、手話言語が音声言語と対等であることを認め、ろう者の人権が完全に保障されるよう国際連盟国が社会全体で手話言語について意識を高める手段を取することを促進することとされております。

また、9月の最後の1週間は国際ろう者週間とされており、毎年、世界中のろう者の家族、手話言語通訳者、仲間たちなどを含め、ろうコミュニケーションによる様々な活動が行われております。

手話普及の取組について考えをお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

手話普及への取組に関しましては、佐久広域連合障害者相談支援センターが実施しています手話奉仕員養成講座ですとか要約筆記入門講座、長野県が実施する手話講座について、それぞれの開催時期にあわせ広報やまゆりでお知らせをしているところでございます。

なお、佐久広域連合障害者相談支援センターは、事業に要する費用を各市町村の負担金で賄っており、手話普及に関して佐久広域全体で取り組んでいるというところでございます。

手話奉仕員養成講座につきましては、厚生労働省カリキュラムによる講義及び手話実践表現、基本文法取得による奉仕員養成のための講座でございますので、全課程が出席できる方が対象となりますが、県が開催をしております手話講座につきましては、手話や聴覚障害に対する理解を深めていただき、手話の歴史や簡単な日常会話に関する手話を学ぶきっかけへの機会の場合として開催されるものですので、気軽に参加いただける内容となっております。

また、先ほど議員のほうからもありましたけれども、今年度は御代田町ボランテ

ィア地域活動センター事業としまして、御代田町手話交流会を10月から開催する予定でございます。

聴覚障害者の方からの講話、対話型による手話勉強会など、聴覚障害者への理解を深め、誰もが暮らしやすい地域づくりを考えるきっかけとなるような準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 手話奉仕員養成講座、また手話交流会、日程が何日もあり、先ほどもお話しがありましたように全ての日程に参加ができる方が対象となっているようであります。

長野県のホームページを見ますと、近隣の佐久市や小諸市、軽井沢町、立科町では、手話教室や手話サークルなどがあり身近な場所で手話に触れることができます。町内でもこのような場所や機会がありますと手話の普及も進むと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

貴重なご意見ありがとうございます。参考にさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 聴覚障害者の電話利用をサポートする電話リレーサービスは、2013年度から日本財団によるモデル事業として行われているものの利用時間が限定され、緊急通報は使用できないなど課題がありました。

一方で、モデル事業の実施期間中は利用者が年に数千人規模で増加するなど、ニーズが高く、公共サービスとして実施することを望む声が強く出ていました。

2020年6月に成立した聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律に基づき、2021年7月から国による電話リレーサービスが始まりました。

電話リレーサービスは、パソコンやスマートフォンなどのビデオ通話機能を通じ、手話通訳者など通訳オペレーターが手話や文字で相手との会話を仲介するもので、

電話でコミュニケーションを取ることが難しい聴覚障害者にとっては重要な取組となっております。

しかし、認知度が低く、聴覚障害者の皆さんの中には電話リレーサービスを知らない方もいらっしゃいます。

また、聴覚障害者の方が電話リレーサービスを利用した場合、通訳オペレーターから電話がかかってきても慌てたり不審に思うことがないように商店や企業など事業所、町民への周知なども必要と考えます。

電話リレーサービスの周知、啓発について考えをお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

電話リレーサービスは、聴覚や発話が困難な方と聞こえる方との会話を通訳オペレーターが手話や文字と音声を通訳することにより電話で双方をつなぐサービスでございまして、聴覚障害者の皆様には電話の世界を広げる公共インフラというふうになっております。

サービスの提供から約2年7か月が経過した段階での認知度調査では、全体の23%が認知をするという浸透状況でございまして、前年度、昨年度よりも2%上昇はしましたが、決して多くの方が知っているとは言い難い状況であるということも事実でございます。

町役場では、聴覚障害者の方からこの電話リレーサービスを利用してお電話をいただくということが何度かございますが、町民の方でサービスを知らないで初めてその電話を受けた場合には、議員おっしゃったとおり慌てたり、勧誘なのかなとか、いたずら電話じゃないのかみたいなことなどと思われることがあるかもしれません。

町でも普及促進のための情報発信が必要だというふうに考えておりますので、町のホームページですとか、広報やまゆりによる広報、また日本財団電話リレーサービスで発行しておりますリーフレットの窓口配付などによる周知、啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 役場庁舎玄関入り口の掲示板にもポスターを貼っていただいて

おります。ぜひ周知、啓発についてさらなる取組をお願いしたいと思います。

全日本ろうあ連盟が求めている手話言語法の制定では目標が二つ上げられています。一つは、言語には音声言語と手話言語法があるとの理解を広めること、二つ目は、手話言語を普及させ、聞こえない、聞こえにくい人が聞こえる人とともに生きる社会を目指すことが上げられております。

全日本ろうあ連盟では、全国各地で手話言語法の制定に向けて要望活動が行われており、長野県では平成28年3月22日に手話言語条例を制定し、県内自治体でも手話言語条例の制定が市町村へ広がり、近隣では佐久市、小諸市、軽井沢町などが制定をしています。

御代田町議会では、平成26年9月定例会で佐久聴覚障害者協会から提出されました手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情を採択し、国会や関係機関に意見書を提出しております。

また、本年7月には佐久聴覚障害者協会より町へ手話言語条例制定の要望書が提出されております。

手話言語条例の制定について、町の見解をお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

障害者の権利に関する条約や障害者基本法において手話は言語であるというふうな位置づけられているということを踏まえまして、手話を言語として広く町民が認識し理解を深める手話言語条例の制定に向け調整をしてみたいというふうな考えております。

この条例制定に向けましては、近隣自治体の制定の進め方も参考に先ほど答弁させていただきました御代田町手話交流会などの勉強会や意見交換を通じ、条例の言葉だけでなく一つ一つの課題解決となる方法も考え、誰もが手話に親しめることを目指していきたいというふうな考えております。

また、大きな課題ともなりますが、災害発生時の対応としても聞こえない方、聞こえる方での違いがないように手話が広く日常生活で利用され、障害の有無にかかわらず支え合い、助け合いのまちづくりに向けて努めてまいりたいというふうな考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 近隣の自治体の手話言語条例を見ますと、手話に対する理解の促進や手話の利用しやすい環境の整備をすることを目的としております。

手話が言語であるとの認識が町民の皆様に広がり、手話を必要とする方が日常生活や社会生活において手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることができるように手話言語条例の制定が早期に進んでいくことを願ひまして、私の一般質問の全てを終わります。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告6番、池田るみ議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午前10時49分）

（休 憩）

（午前11時02分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告7番、尾関充紗議員の質問を許可します。

尾関充紗議員。

（2番 尾関充紗君 登壇）

○2番（尾関充紗君） 通告番号7番、議席番号2番、尾関充紗です。

今回は、インターネットでの誹謗中傷対策や情報モラルの向上について、1件の質問をさせていただきます。

インターネットは、便利な一方で、時に人の心を傷つける凶器へと変化します。度重なる誹謗中傷により、二度と社会復帰ができなくなってしまう人がいる。自ら命を絶ってしまう人がいる。そして、それが珍しくない世の中になってしまいました。

誹謗中傷問題が話題となった記憶に新しいところでは、新型コロナ感染者へ、東日本大震災の影響から福島県へ、オリンピック選手へ、高校野球優勝校へ、目を覆いたくなるような、その誹謗中傷は至るところで発生しています。

なぜ誹謗中傷が起きるのか。その理由の大半は、相手が悪なのだから、バッシングされて当然だろうという認識で、間違いを正さねばならないという正義感によるものです。

また、この正義感は、その対象が罪を犯したことが明確である犯罪者であるときには、さらに激しさを増します。

現在、インターネット上では、誰でも容易に人に対し、社会的制裁を与えることができてしまいますが、私的感情で行う社会的制裁は、法に外れた制裁行為です。

例えば犯罪者は、その行為がネットに上がっただけで、本来受ける以上の社会的制裁を受けます。ですが、本来、罪を裁くのは司法の仕事であり、相手がどれほどの罪を犯した人物であろうと、世間が好き勝手に私的制裁を加えていい理由には決してならないのです。

誹謗中傷をしている人の多くは、それが正義感に基づくものであるがゆえに、自分の行為が不法行為であることに気づいていないケースも非常に多いそうです。いわゆる悪口で他人を侮辱するのが侮辱罪であるというのはもちろんのことですが、事実であればネットに書き込んでも問題ないと考える方もいるようです。

ですが、事実であろうと、SNS等で人の社会的評価を低下させるおそれのある書き込みをすれば、名誉毀損罪が成立する可能性があり、それは3年以下の懲役もしくは禁固、または50万円以下の罰金に処される可能性がある犯罪行為となります。

あなたが今しようとしている行為がどれほど恐ろしく、どれほどの罪であるのか、今あなた自身が加害者になろうとしているのだということを感じさせる存在が必要です。

インターネット上の誹謗中傷問題は、今や私的な名誉毀損の問題を超え、社会として解決すべき人権問題であり、我々は一刻も早く情報モラルの向上を図らねばなりません。

長くなりましたが、この思いを本日全ての質問の前提とさせていただきます。

それでは、一つ目の質問に入らせていただきます。

誹謗中傷のない世界をつくっていくためには、やはり子どもの頃からの教育も重要です。

まず、現在、小中学校では情報モラル教育の取組はどのように行われているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えいたします。

町ではG I G Aスクール構想によって、子どもたちに1人1台のタブレットが貸与されることを見越して、その扱い方について、子どもたち自身がどうしたらよいかについて話し合いと検討を重ね、令和2年3月に電子メディア使用に関する「御代田町子ども宣言」、こちらが成立しております。

学校では、年度初めにその確認をしていて、メディアリテラシーのよりどころとしております。

さらに、具体的には、小学校では学習用端末の使用ルールについて、年度当初に読み合わせを行い、学習以外には使用しないことなどを確認しています。

また、夏休みなどの長期休みの際には、学習用端末を家庭に持ち帰ることがあるため、夏休みの過ごし方の中に、電子メディアなどとの向き合い方についてしっかりと触れております。

具体的な授業内容ですが、北小学校、例に挙げますと、道徳の授業において、情報と向き合うという情報モラル教育を行っています。メディアリテラシーの観点の中で、学年ごと様々な主題を設けて授業に取り組んでいます。

3年生では、ゲームへの依存を通して、自分でよく考えて節度ある生活をしようとする判断力を育てる授業を。4年生では、直接相手とコミュニケーションを取ることなく、インターネット上のやり取りだけでは行き違いが出る場合があるということ学ぶ授業。5年生では、目の前に相手がない場合での書き込みについて、非対面性、匿名性、拡散性などの特性を知る授業。6年生では、インターネット上に気軽に投稿した内容が、相手を傷つける、誹謗中傷につながる内容であるにもかかわらず、投稿者は意識できていない、受け取ったほうは傷ついているといったことを認識するなど、インターネット上の権利に関する授業を行っています。

南小学校においても同様に、道徳の授業の中で様々な観点から情報モラル教育を行っています。

また、中学校ですが、日常的に学級担任をはじめ、各教科担任が授業中に学習用端末を使用する際は、誹謗中傷などにつながらないよう見守りを行っていることに加え、学期の節目となる時期や夏休み前などトラブルに巻き込まれやすい時期に、生徒指導主事から全校へ指導を行っています。

また、小中学校ともに学校主催の情報モラル教育の一環として、メディアリテラ

シーに関する講演会や、P T A主催の全校または保護者向けのメディアとの付き合い方などの講演会も行っています。

中でも中学校では、本年6月の授業参観後に、長野県警察本部のスクールサポーターを招き、全校生徒と希望する保護者に対し、メディアリテラシー講演会が行われ、インターネットとの上手な付き合い方について講演をいただきました。こちらに関しては、中学校のホームページでも紹介をしております。

そのほか、小中学校共通して年間を通じて、I C Tに精通した人材であるI C T支援員が各学校を巡回し、児童生徒に対して学習用端末の使用上の注意事項や方法、また情報モラルについて話をいただいています。

このI C T支援員は、児童生徒だけでなく、教職員に対しても技術的なサポートをはじめ、情報モラルに関してサポートをしております。

このように、児童生徒だけでなく、教職員のスキルアップを図ることで、情報モラル教育推進をしている状況でございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） では、次の質問ですが、ネット上のいじめ等が起きていないかをチェックし、学校等への情報の提供を行う取組である学校ネットパトロールは、教育委員会や学校がそれを実施していること自体が、問題のある書き込みに対する抑止力になるという効果がございます。

この学校ネットパトロールの現状についてお聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えいたします。

学習用端末にフィルタリングソフトが入っており、いわゆる自殺やいじめ、また、家出など誹謗中傷やトラブルにつながる用語を入力した際には、フィルタリングにブロックがかかるようになっております。

また、中学校では不定期ではありますが、学期に2回程度、全校生徒を対象とした生徒指導アンケートの中で、S N S等で困っている生徒の実態を把握し、指導できるようにしております。

さらに、中学校のホームページに友達調査と称して、通年アンケートを実施でき

る体制を整えており、その中で電子機器やSNSの使用について、「先生に相談しておいたほうがいいことはありますか」という項目を設定し、実態把握や即時的支援、並びに学校ネットパトロール同様の抑止力として効果を期待し、生徒への活用を促しております。

当町の小中学校でも、過去にSNS等で悪口を書き込む事例、起きたことがございます。そういった際の対応としましては、発覚した時点で早急に学校が当事者の家庭に連絡を取り、学校長をはじめ、教頭、学級担任、また保護者が集まり、状況確認を行い、しっかりとその場で解決をしている状況でございます。

今後は、今以上に学校ネットパトロールを強化していき、児童生徒の誹謗中傷などの書き込みの抑止につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 実際に、児童生徒に対する情報モラル教育は、学校並びに教育委員会の現状の体制において、最大限やれることはやっただいていてという印象であります。

ただ、学校ネットパトロールを強化していきたいという答弁もいただきましたが、実施に伴う多くの負担や参考となる情報の不足により、十分な機能を継続して果たすことが困難な場合も出てくるのではないのでしょうか。

それを解消するためには、後ほど質問させていただく、町の相談窓口の設置の件も同じくですが、学校ネットパトロールやインターネット上の誹謗中傷対策を、民間企業やNPOへ委託するというのも一つの手なのではないのでしょうか。

また、児童生徒に対する教育現場における指導が十分であったとしても、情報モラルを育むために協力が必要不可欠な保護者の情報モラルの向上には課題が残ると考えます。

情報教育が本格的に開始したのは、2002年度から2003年度にかけてであり、少なくとも現在40代以上の方々は、情報教育をほとんど受けていない可能性が高いと考えられるため、情報モラルについてしっかりと学んでいる現代の子どもよりも、実は大人のほうが情報モラルについて理解できていないケースが多いのではないのでしょうか。

そこで、広報等での周知や、大人と子どもが一緒に参加できる講座の開催など、

大人が情報モラルの向上を図るための取組が必要だと考えますが、これまでの実績や今後の取組についてお聞きいたします。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えいたします。

大人に向けた取組の実績と今後についてということでございます。

学校教育では、先ほど各校の取組や保護者も含めた講演会等の開催についてお話をしましたので、社会教育での取組を中心に申し上げます。

情報モラル向上を図るため、平成27年度からインターネットリテラシー学習に取り組んできた経過がございます。町青少年健全育成講演会において、「メディア漬けを改善し、子どもらしく育てたい」と題した講演会を開催しています。

平成28年度は、中学校参観日にあわせ、「ネット・スマホの落とし穴」と題した講演会や、小中学校のPTA役員を対象に、「子どもたちの未来を守ろう」と題した2回のインターネットリテラシー学習会を行いました。

平成29年度は、「ネット・スマホの落とし穴 大切なものを失わないために親子で学ぶ、賢く使うための講座」を中学校参観日に開催し、親子で考える機会としました。

平成30年度には、御代田中学校が県の性被害防止キャラバン隊の指定校となっており、生徒・保護者を対象とした講演会、継続して開催しております。

また、子どもたちの取組として、御代田町小中学校合同サミットを開催し、電子メディア使用に関する「御代田町子ども宣言」を成立したことは先ほど述べましたが、宣言は、保護者・仲間とルールを決めて使うこと、我慢する心が働いているか考えて使うこと、毎月第2日曜日はメディアコントロールデーとして、保護者や家族・友達と使い方をチェックして使う内容となっております。

この電子メディアの使用については、子どもだけでなく、保護者の正しい理解が必要であることから、御代田町連合PTAに案を提出し、御代田町保護者宣言も成立をしています。

子どもと相談し、話し合い、ルールを決めて使わせることや、人権侵害、危険、依存症などに常に注意して使わせ、子どもが守れない場合には厳しい態度で臨むこと、メディアコントロールデーには子どもとともに保護者自身も使い方をチェック

するという内容の宣言になっております。

子どもだけでなく、大人の情報モラル向上を図るためには、様々な方法による周知、大切だと考えております。また、継続した取組が必要です。今までも開催してまいりましたが、講演会等による学習の機会や、情報防災係と連携した広報等による周知など、今後もできることから取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 講演会や学習会、開催していただいているとのことですが、おっしゃっていただいたとおり、この件に関しては、何よりも継続することが重要です。

1年に一度、そうした講演会や学習会を開催していただくか、もしくは毎年開催が難しいのであれば、それに代わる周知方法として、日常的に大人の目に留まる場所、例えばエコールみよたの会議室など、町内の各所に注意喚起のポスターを貼るといった啓蒙活動をしていただく必要があるのではないのでしょうか。

これについては、また後ほど時間が許せば質問させていただきます。

次の質問に入りますが、インターネット上の誹謗中傷は、公務員がその標的になるケースが残念ながら決して少なくない数存在しており、その行為はカスタマーハラスメントという名前でも知られています。

そのカスタマーハラスメントの中で特に悪質なケースとして、役場窓口にて職員に恨みを持った方が、名札から名前を知ることによってSNS等で名前を検索し、そのプライベートを探るといった行為や、SNSで職員の名前を語り、第三者への誹謗中傷をするだとか、Googleマップに表示される役所の口コミに、職員の部署とフルネームが誹謗中傷とともに投稿されるといった、これまででは考えられないような直接的な被害を受ける事例が、残念ながら全国各所で発生しています。

そのようなケースから職員を守るため、全国では職員の名札の表記を苗字のみとする流れがあり、当町におきましても、そのためか分かりませんが、ある時期から名札の表記を苗字のみとしていただいているところであります。

余談になりますが、職員がより安心して働くことのできるよう、ここからさらにもう一歩進んでいただき、役職名も不記載にすること。また、苗字を漢字ではなく、振り仮名のみにするすることで、より一層の対策を図ることができるのではないのでしょうか。

いずれにしても、既にこのような対策を図っていただいている御代田町であれば、名前をさらすことの危険性について十分ご理解いただいていると感じております。

そこで、誹謗中傷対策の観点から、家庭ごみへの記名制度について目を向けますと、家庭ごみ袋への記名は、自分が出すごみに責任を持つという観点から、非常に効果の高い方法だと考えます。

ただ、それと同時に、プライバシー保護の観点からは、かなりリスクの高い方法であるとも感じています。

仮に、名前が記載されたごみ袋が撮影され、それがインターネット上に上がる、いわゆるさらし行為が発生してしまえば、それを完全に消去することは非常に難しく、また、精神的なものを含む被害は甚大になることが想像できます。

このような観点から、家庭ごみ袋への記名制度を通し番号制など、プライバシーをある程度保護できる方法に変更する考えはございますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（荻原謙一君） 佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） お答えいたします。

当町では、家庭ごみをごみ集積所に出す際は、指定の家庭ごみ袋へ記名して出させていただくようお願いしております。県内でも、当町のほか、多くの自治体が記名を求めているのが現状です。

ごみ袋に記名をお願いしている目的は、ごみの分別の適正化、ごみ出しマナーの改善、ごみの減量化です。記名により、ごみの排出者自身がごみ処理に責任を持っていただくことで、ごみの適正な排出を促進し、ごみの減量化のみならず、誤った分別による収集運搬時や処理施設等における火災や事故等の危険回避も図っています。

また、各区に設置してある集積所は、区の役員の方に管理を担っていただいております。分別に誤りがあった際は、排出者に対し、ごみの分別について指導等をお願いしている状況です。

適正に分別して排出していただくことは、CO₂の削減につながり、ごみの排出者お一人お一人が地球温暖化防止に取り組んでいただいていることにもなるかと

思います。

一方で、ごみ袋への記名に対して、プライバシーを懸念するご意見をいただくこともございます。県内や全国的にも、個人情報保護の観点から記名を求めている自治体もあるほか、静岡県磐田市では、ストーカー被害のおそれがあるなど事情があり、記名が難しい場合は、記号を記入する方法を開始しています。

プライバシーへの配慮から、記名を受け入れられない方がこれから増えていくことが予想される中、議員お尋ねの通し番号制への変更も、個人情報保護の観点から有効な手段と理解していますが、記名制度を変更するには、自身のごみに責任を持ち、記名に頼らなくてもよいようにルールが守られ、マナーが改善されることも重要と考えます。記名制度については、記名を求めない自治体の例を参考に、今後研究してまいります。

今回、議員から家庭ごみ袋への記名制度についてのご質問をいただいたことで、町民の皆様にも改めてその必要性について説明させていただくことができ、ありがとうございました。これからは、ごみの分別の適正化、ごみ出しマナーの改善、ごみの減量化にご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 今お答えいただいた中に、希望制での通し番号制のお話がありましたが、それであれば通し番号制の導入で想定される、区で行う管理上の混乱もある程度抑えることができ、導入しやすいのではないのでしょうか。

今後検討していく上での候補として十分な検討の余地があると思いますので、具体的な検討を期待したいと思います。

ここまで問題提起をしてみました。一方で御代田町として、そして町長としては、この問題についてどう捉えているかをお聞きしたいと思います。

まず、インターネット上の誹謗中傷やさらし行為について、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えをいたします。

インターネット上の誹謗中傷やさらし行為については、私としては大変大きな問

題だと捉えているところでもあります。

誹謗中傷にさらされますと、精神的なダメージが大きく、特にそれが長期間続くと精神疾患を負うケースも多く、最悪の場合、被害者を死に至らしめることもあります。望まない情報の開示であるさらし行為についても、被害者が増えているところでもあります。

また、先ほど尾関議員のほうから、事実であっても誹謗中傷はいけないというお話ありましたけれども、それももちろんそのとおりなんです、今、インターネット上を見ていると、ことわざでは「火のないところに煙は立たない」という言葉がありますけれども、現実には、火のないところに幾らでも煙が立っているというのが、今の状況であると思います。

また、事実でないことを信じてしまうような発信の仕方もありますし、またそれを受け止めてしまう人々が実際に存在しているという、この状況も非常によろしくないところなのかなと思っています。

本年7月から8月にかけてフランスで開催された夏季パリ五輪では、柔道の日本代表選手や、新競技でありましたブレイキンのオーストラリア代表選手などに、心ない言葉が浴びせられたのをはじめ、8月18日の報道によりますと、国際オリンピック委員会IOCは、8,500件を超える誹謗中傷が確認されたと発表しています。これは、恐らく確認が8,500件を超えているということでありまして、実際にはもっと多くのものがあったんだろうということは、想像に難くありません。

誹謗中傷を気にしてスポーツに打ち込むことができなくなる選手が存在するということは、容易に想像がつくところでもあります。また、世に出ることで思わぬ誹謗中傷を受けるリスクを考慮して、スポーツだけでなく芸能活動や社会活動、政治の世界でも、有為な新規参入者が参入を思いとどまる、また、ちゅうちょするケースが増えていくことを、私は強く懸念しているところでもあります。

昨年11月、超党派で、ネット社会におけるプライバシーの在り方を考える議員連盟の初会合が開かれました。これ、国会の超党派という意味ですが。会長の一人であります小泉進次郎氏は、挨拶で正当な批判とプライバシーの侵害が混在していると。一定の規制が必要との見解を示しました。

この議連では、これまで5回の総会が開催され、熱心なヒアリングが重ねられてまいりました。表現の自由との相克関係があり、慎重な意見も当然存在しておりま

すけれども、そういった慎重な意見を考慮してもなお放置できない現状がある、全体がそういう現状であるという認識は十分共有できると考えております。

私は、批判の名の下に誹謗中傷を繰り返す個人や勢力には、それは犯罪ですという強いメッセージを送りたいと思います。また、一般の方々の中にも、正当な批判と誹謗中傷を区別していない、区別できていない人が少なくないことも問題だと考えております。

いじめは、いじめる人もよくないけれども、いじめを助長するのはもちろん、見過ごしている人もいじめに加担している。このような考え方はかなり一般的になってきたと思いますけれども、これはネット上の誹謗中傷も同じと私は考えます。

先ほど、尾関委員からもご指摘がありました。若い世代とかうちの娘たち——高校生、中学生であります——うちの娘たちと話をしていると、生まれた頃からネットが当たり前にあった、ネットネイティブ世代と言ったらいいのでしょうか。そういった年代の皆さんは、フェイク情報や誹謗中傷に関しても、当たり前に関心を持つことができている人が多いように感じますけれども、ネットの利用度は高くても、ネットネイティブ世代のような教育を受けず、やり放題になってしまっている。私の世代の前後から60代、もしかすると70代くらいのほうが、ネット上のフェイク情報や誹謗中傷をうのみにしてしまう傾向が強いように感じております。

現状は明らかにおかしいと思いますし、これを放置すると、ますます悪化していくだろうと思います。大変心配です。

先ほどご紹介したプライバシー議連等、国の動きにまずは期待したいところでありまして、国の施策はこれまでも地方が先導してきたことが数多くございます。

私の施策の中でも、GIGAスクール構想に先駆けて、コロナ禍で子どもたちにタブレット端末を配付したということがありました。4年前に始めた給食費無償化施策は、御代田町を含む北佐久郡3町に広がりまして、全国にもこの間、相当実施自治体が増え、今後、国の施策にどう結びつけていくか、議論が始まる兆しもあります。

国の仕事だから国にお任せということではなく、この地域に困っている人がいて、全国にも恐らく困っている人が大勢いると推察される事案に関しては、御代田町としても、たった一つの自治体ではありますが、町民を守る仕組みづくりに邁進する。

賛同してくれる自治体を増やしていく努力をすることができるのではないかと、現状ではこのように考えております。

なお、こういったよろしくない風潮が、よい方向に変化していく兆しのようなものも出てきているように思います。

今年に入りまして、KADOKAWAグループの株式会社ドワンゴが受けたランサムウェアを利用したサイバー攻撃により、同社が保有する個人情報等が漏えいする被害が出ましたけれども、同社が漏えい情報の拡散を思いとどまるように一般ユーザーにお願いする広報を行ったところ、悪質な拡散行為、残念ながらゼロにはなりませんでしたが、見る限り大多数の方は極めて抑制的に行動されたという印象を持っております。情報漏えいへの加担が犯罪行為に当たるということが、一定程度知れ渡ってきたことも、よい方向にいった原因なのかなと思います。

私は、人間には良心というものが確かにあり、事実を正しく知っていただければ、大多数の方は理解し、よい行動をしていただけるものと信じております。そういった明るい未来を想像し、それまでの間、町としても、誹謗中傷、さらし行為等の重大な人権侵害に対し、効果的な対策をしていけるよう十分検討し、実行に移していくことをお約束したいと思っております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） しっかりと認識の共有ができていること、そして、最後お約束いただき、少し安心いたしました。

ただ、令和4年6月議会での同僚議員によるインターネットの誹謗中傷による被害者支援についてという質問の中で、総務課長は、インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例の先進事例である群馬県渋川市を例に挙げ、当町においては、同じように条例化し、体制を組むことは現状難しいものと考えているという趣旨の答弁をされておりました。

あれから2年ほどたちましたが、インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例を制定している自治体は、当時に比べ、少しずつではありますが増えてきており、ということは、その内容として参考にできる事例が増えたということでもあります。

より一層、この問題が深刻化している昨今において、情報モラルの向上のため、

当町では、インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例の制定について、改めてどうお考えになるかお聞きいたします。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

インターネットの普及は、私たちの社会に大きな恩恵をもたらしており、多様なコミュニケーションや情報発信、情報収集を可能にし、日常生活においてなくてはならないものとなっております。

こうした恩恵の一方で、インターネットの匿名性、拡散性など、その他の特性に起因して誤った情報や嫌がらせによる風評被害が瞬時に拡大し、他人の名誉や感情を傷つける誹謗中傷、プライバシーの侵害、名誉毀損が起きるなど、大きな社会問題となっております。

さらには、インターネットの正しい活用、表現の自由に関する知識がないと、相手を傷つける意図がない場合であっても、相手が傷つき、結果的に自身が加害者となる可能性もあります。

このような状況に鑑み、インターネットをめぐる問題において、誰もが加害者にも被害者にもなり得るという認識の下、正しくインターネットを活用する知識と能力を身につけることも重要でございます。

近年、全国の市町村において、インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援・防止に関する条例を制定する動きが出ていることから、当町においても被害者に寄り添い、インターネットの恩恵を享受できる安全で安心な地域社会の実現に向け、関係条例の制定について検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 条例の制定について検討いただけるということで安心しました。

これだけでも大仕事であるとは思いますが、もう数歩踏み込んだ質問をさせていただきます。

同じく同僚議員の質問の中で、相談体制の構築などを今後検討していくとのご答弁もありましたが、誹謗中傷被害者のための相談体制の構築に向けた現状はどのようになっていますでしょうか。

また、現在、御代田町では公式LINEを運用していることから、そういったものを活用することで、より気軽に相談をできる体制を取ることができるのではとも考えますが、公式LINE等を活用した相談窓口の設置など、誹謗中傷被害者のための相談体制の構築についてお聞きいたします。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

誹謗中傷被害者のための相談支援体制としまして、省庁や専門機関が専門の相談窓口や通報窓口を設置をしております。

総務省が設置をしております違法・有害情報相談センターでは、インターネット上の書き込みにより、名誉毀損やプライバシー侵害等の被害に遭われた場合、インターネットに関する専門知識を有する相談員が、相談者自身で行う削除対応の方法など、様々な事案に対して幅広くアドバイスをしてくれます。

次に、法務省が設置をします人権相談は、インターネット上の投稿による人権侵害など、人権に関する相談を受け付ける窓口であります。相談者自身が行う削除依頼の方法について助言を行うほか、法務局が事案に応じてプロバイダーなどに対する削除要請を行って来ております。

また、警察庁が設置するインターネット・ホットラインセンターでは、インターネット上の違法情報や自殺誘因など、こういった情報の通報を受け付けており、ガイドラインに基づき、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をしてくれる通報窓口となっております。

そのほかにも、一般社団法人セーフターインターネット協会が設置をします誹謗中傷ホットラインでは、インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、国内外のプロバイダー等に利用規約に沿った削除などの対応を促す通知を行ってくれる通報窓口となっております。

また、同協会のセーフラインでは、リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画や画像の通報も受け付けており、迅速な削除要請をいただいております。

以上申し上げたとおり、それぞれ事案に応じた専門相談窓口や通報窓口が数多くありますので、誹謗中傷による心配な状況が発生しましたら、専門の窓口をご活用いただくのが一番ではないかと考えております。

また、当町における公式LINE等を活用した相談窓口の設置などにつきましては、現段階では考えてはいないところであります。問合せがあった場合は、これら専門窓口につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 正直なところ、現状の当町の職員体制では、町に窓口を設けるといったことは大変ハードルが高いのが正直なところかとも思っておりましたが、先ほども申し上げましたように、相談対応や支援も民間企業やNPOへ委託できる仕組みを整えておくというのも考えられるのではと思います。

そのあたりを踏まえまして、弁護士の無料相談や弁護士費用の一部補助など、犯罪被害者支援への考えについてお聞きしていきたいと思いますが、まず弁護士の無料相談については、当町で既に行っているものであります。こちらの現状について、町民の利用状況とともにお聞きいたします。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

御代田町の住民の皆様がご利用いただける弁護士無料相談につきましては、まず、佐久広域連合が主催しております無料法律相談と、もう一つ、御代田町と長野県弁護士会佐久在住会と連携をして開催しております無料法律相談、この二つがございます。

佐久広域連合主催の無料法律相談につきましては、年24回開催されておまして、佐久管内在住者を対象としていることから、御代田町の住民も相談することができるものであります。

相談会場は、開催日に応じて会場は異なりますが、佐久市振興公社ビルが主な会場となっております。小諸市役所及び御代田町役場で2回ずつ、小海町役場・佐久穂町役場が1回ずつ実施しており、それぞれの都合にあわせて事前申込みをしてご利用いただくことになっております。

令和5年度、昨年度の御代田町在住者の相談は26人でありました。

次に、御代田町と長野県弁護士会佐久在住会が連携して開催しております、御代田町住民を対象とした無料法律相談につきましては、年4回、御代田町役場で実施

をしております。

こちらでも事前申込みが必要となりますが、令和5年度の相談者は、御代田町在住者の方14人ご利用いただいております。

以上であります。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） では、弁護士の無料相談としては、開催時、通常として相談枠に余裕がある状況なのでしょうか、お聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

佐久広域連合が主催しております無料相談は、以前は申込みが殺到しまして、申込開始の日に枠がいっぱいになってしまうという状況があったようですが、最近はそのようなこともなく、枠と申込件数のバランスが取れているようでございます。

町の無料相談も同様で、令和5年度は相談枠16に対しまして、相談者は14人となっておりますので、ある程度の余裕はあるものと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） まだ多少枠に余裕があるということで承知いたしました。

では、弁護士費用の一部補助など犯罪被害者支援の考えについてですが、インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例の先進事例である群馬県渋川市では、書き込まれた内容等を削除することを弁護士に依頼するときに発生する着手金と、書き込んだ人の特定を弁護士に依頼するときに発生する着手金について、弁護士費用の一部補助をしております。

このような事例を踏まえ、弁護士費用の一部補助など、犯罪被害者支援への考えについてお聞きいたします。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

弁護士費用の一部補助や犯罪被害者支援の考えはということでございますが、現在、総務課において、犯罪被害者等基本法に基づきます犯罪被害者支援条例、こち

らの制定に向け、準備を進めているところでございます。

この犯罪被害者支援条例に基づく支援につきましては、犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為を受けた方や家族を対象とした制度となっております。

犯罪被害者は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされるといった直接的な被害に加え、周囲の無理解や偏見、配慮に欠けた言動などによる心身の不調、経済的な損失等の二次被害にも苦しめられることがございます。

当町においても、犯罪被害者に寄り添い、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復や軽減、日常生活の再建を図り、誰もが安心して暮らすことのできる社会の形成を目指していく必要があります。

インターネット上で誹謗中傷の書き込みをされた場合、内容によって、名誉毀損や侮辱罪、信用毀損罪などの刑事上の責任や民事上の責任を問われる場合があります。

先ほど申し上げました、総務課で制定に向け準備をしております犯罪被害者支援条例につきましては、生命を奪われる、家族を失う、被害を負わされるといった直接的な被害を対象としております。

長野県警にも確認をいたしました。犯罪被害者支援条例にインターネット上の誹謗中傷に対する支援を含めて制定している市町村は、現在、長野県内にはないということでございます。

そのため、尾関議員が言われます、インターネット上における誹謗中傷に対する条例などにつきましては、別のものとして理解いたしまして、両者の制度設計をしていかなければなりません。

まずは、現在作業を進めております犯罪被害者支援条例の制定を優先してまいりたいと、このように考えております。これに引き続きまして、本日、尾関議員のこの質問で、その思いですとか願い、十分伝わりましたものですから、今後、引き続き検討をしてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 犯罪被害の種類は多岐にわたり、その被害者を支援していく条例は必要不可欠なものですので、ぜひそちらも可及的速やかに条例を整えていただく必要があると感じます。これにより救われる方が、きっとたくさんいらっしゃるの

ではないでしょうか。

ただ、1点申し添えておきたいのが、インターネット上の誹謗中傷被害も、直接的な被害に変わらないという点です。

例えば、名誉毀損の被害を受けた場合、その場所に住めなくなるといった実害が出る場合があります。また、誹謗中傷を受けたことが原因で、その被害者が自ら死を選んでしまった場合、その原因が明確に誹謗中傷にあったとしても、その加害者が殺人罪として裁かれる可能性はあまり考えられないのが現状です。

でも、それでも被害者家族からすれば、それは殺人であり、直接的な被害であるのです。

犯罪被害者支援条例に、インターネット上の誹謗中傷に対する支援が含まれない理由は理解はできるものの、ほかに例がないにしても、納得がいかない部分があります。確かに、罪としては新しい罪ではあります。でも、それは決して、それに対する対応が遅れてもいいという理由にもなりません。

また、法で裁きづらい犯罪であればこそ、そもそも未然に防ぐことが重要であり、被害者が被害を訴えやすい環境をつくることで、犯罪の抑止力にもなります。隠れた犯罪者を野放しにしない。被害者がきちんと被害を訴えられる環境をつくる。そして、犯罪の抑止力として、弁護士費用の一部補助など、被害者支援は重要です。

改めてお聞きいたしますが、先ほど様々な窓口が存在することをご答弁いただきましたが、どれだけ多くの窓口が存在していても、それを知らなければ活用することはできません。

インターネットで誹謗中傷を受け、精神的な被害を受けた方というのは、インターネットそのものを利用することを避ける場合もあります。そうになると、なかなかそういった自分を助けてくれる情報にたどり着くことも難しくなります。そういった方にも情報を届けるため、情報をまとめた冊子を作成し配布することや、注意喚起のポスターを貼るといった啓蒙活動を含め、周知に力を注いでいただく必要があると考えます。

繰り返しになりますが、現状の職員体制で大変今ある仕事でも厳しいのは理解しておりますので、相談対応や支援を民間企業やNPOへ委託するというのも取れる選択肢の一つかと思います。

善良な何の罪も犯していないオリンピック選手にすら、誹謗中傷が相次ぐ時代で

す。今後、不条理な悲しい思いをする人を一人でも減らすため、我々はできる限り早く行動を起こさねばならないと考えます。

これらを踏まえた上で、インターネット上の誹謗中傷に対する被害者支援に対し、当町でできる具体的な行動、また、その重要性、緊急性について、町の考えをお聞きいたします。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

尾関議員におかれましては、職員の体制等も十分ご理解いただいて、このような質問があったものと思います。

まずは、できることから始めていきたいと。具体的に申し上げますと、ポスターの掲示でありますとか、そういった関連することに対しまして、ホームページなどで広げていけるような、そんなことをまず始めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 私からも補足的にお答えいたします。

被害者なのに、まずお金を払うのは自分というのは、やはり理不尽だなんて思うのが普通かなと思います。でも、一方で、日本以外が大体そうだと思いますけど、少なくとも日本の司法制度はそうなっているということでもあります。

そういったことをまず踏まえながら、町としてどういうことできるのかということとは、やはり私は真剣に考えるべきだなと思っております。

また、今、議論がネット上でのお話になりましたけれども、私はちょっとまた別の観点から言うと、議会という場所であっても、事実に基づかなかったり、一見事実に基づいているようにあっても、解釈を誤って発言されているケースということはあるのかなというふうに私は認識しております。

私は、議会の自治の中でできることもまだまだあると思います。尾関議員におかれましても、広報広聴常任委員長でおられます。議会の皆さんの奮起もお願いしたいと思います。

もちろん当然ながら、町がこれからどういうことできるのかということについて

は真剣に、今日せっかくこのような質問をいただきましたので、本当に真剣になって考えてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関議員に申し上げます。

制限時間が近づいていますので、まとめてください。

尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 最後になりますが、実際、啓発ポスターを1枚貼ることにどれほどの意味があるのかと考える気持ちは分かります。

でも、そのポスターを10枚、50枚、100枚と貼っていき、条例をつくり、被害者支援をしていくことで、今気づいていない誰かが自分を顧みるきっかけになるかもしれない。きっと時間は相当かかります。そして、事業効果もあまり感じられないものになると思います。

ですが、行動を起こすことで、1人、また1人と気づく方が増え、社会問題を解決する小さな1歩ではありますが、それでも、加害者も被害者も生まないまちづくりにつながる重要な行動だと考えます。

私たちは、言葉一つで人を死に追い詰めることができることを忘れてはいけません。そして、一人一人が自分の言葉に責任を持つことが人権を守ることにつながります。

また、自分がする行動が誹謗中傷に加担する行動につながっていないか、冷静に考えることも必要です。

そして、1人が気づき、誹謗中傷の手を止めれば、その本人、そして被害者になるかもしれなかった方、それぞれの家族まで救うことができます。

行政としても議会としても、考え得る限りの手を尽くし、未来の日本を少しでも明るくする努力を重ね、また、この行動が日本中に広がっていくことを期待し、これで私の質問の全てを終わります。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告7番、尾関充紗議員の通告の全てを終了します。

昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午後 0時02分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告8番、山本今朝和議員の質問を許可します。

山本今朝和議員。

（1番 山本今朝和君 登壇）

○1番（山本今朝和君） 通告8番、議席番号1番、山本今朝和です。

今回は、8月7日発生 of 豪雨災害と第9期介護保険事業についての2件の一般質問をいたします。

1件目の豪雨被害の状況対策についてお聞きします。

8月7日夜半にゲリラ豪雨があり、用水路が氾濫し、土砂が流れ込み、堰堤や土手の崩壊等により、私が把握している限りでも数十か所の被害が発生しました。担当部門の皆さんは対応に追われ、ご苦労されていることと思います。そのようなときに関連した一般質問をすることは、大変心苦しいわけですが、忙しい中、対応していただきありがとうございました。

早速ですが、馬瀬口地区の被害状況ですが、一つ目に、繰矢川の石垣が崩れ、土手を大きくえぐり取られ、大小あわせて10か所が危険な状態となっています。

消防署より1軒に避難指示が出されましたが、小雨になり水が引けたため避難に至りませんでした。

繰矢川の修繕計画等の県の方針がどうなっているか分かりませんが、長期的な見通しに立って補強等を行う必要があると思います。

二つ目に、繰矢川の水は馬瀬口用水として防火用水、農業用水等に使用しています。取入口に水を呼び込むために石を並べてダムを造り、用水を取り口に取り入れています。今回の雨で川底が低くなり、取入口にまで今までより多くの石を並べないと取入れができない状態のところがあります。

今回の雨で川底が低くなり、取入口により多くの石を並べないとダムができないところもあります。大雨が降ると取入口に並べた石が流されてしまい、造り直しをしていました。このため用水の水量が安定せず、大雨の後は止まってしまうことがあります。

3つ目は、馬瀬口用水であります。これは防火用水、稲作等に使用している用水であります。氾濫箇所が2か所あり、1か所は住宅に水が流れ込み、住宅の西側の擁壁が傾き改修が必要となりました。

4つ目は、湧玉用水の氾濫は、瓦礫等が引っかかり水があふれ、住宅に流れ込みました。

5つ目は、土砂崩れ大小あわせ十数か所あり、U字溝や道路に土砂が流れ出し、農作物に被害が発生しました。U字溝等の土砂についてはできるだけ最寄りでの自助作業をお願いをしてあります。

6つ目は、濁川の氾濫ですが、八ヶ倉が床下浸水となり、この時間以降は営業を中止しています。

7番目に、御影用水の氾濫は3か所あり、水田に流れ込み土手を8mにわたり崩壊しました。また、濁川と御影用水がクロスしている場所では——地名的には根岸という場所ですけれども、両方の用水が氾濫し畑に流れ込み、野菜に甚大な被害が発生しました。

以上まとめますと、私が把握したところでは、川の氾濫箇所10か所、土砂崩れ10か所ぐらい、床下浸水1件、作物の被害十数か所となっています。

現時点での町全体での被害状況と対策についてお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

初めに、8月7日に発生しました豪雨災害の被害状況をご報告いたします。町長の議会招集挨拶と重複いたしますが、ご了承いただければと思います。

8月7日当日は、午後6時40分頃から午後9時30分頃にかけて塩野配水池の雨量計で総雨量121.5mmを観測しました。午後7時40分から50分までの10分間で最大となる23.5mmを観測しまして——こちら1時間当たりに換算しますと141mmに相当する降雨強度になっております、同程度の降雨が8時までの20分間続いたところであります。

伍賀地区の雨量計では、午後7時20分頃から午後9時頃にかけて総雨量69.5mmを観測しました。こちら午後8時から8時10分の10分間で17.5mmを観測しまして、1時間当たりに換算しますと105mmに相当する降雨強度になっております。

また、役場の雨量計では、午後7時10分頃から午後9時10分頃まで降雨がありまして、総雨量92mm観測しております。この時間帯では10分間の降雨量で最

大14mmを観測しておりまして、1時間あたりに換算しますと84.5mm、こちらに相当する降雨強度となっております。約2時間から3時間弱の短時間で町内全域に豪雨をもたらしたところでございます。

町内では、しなの鉄道を横断しますアンダーパスの浸水、栄町地下道の浸水、道路の路肩崩落、幹線道路の側溝の蓋の持ち上がり、路面及び歩道の陥没、未舗装道路の洗掘等による通行の支障が発生をいたしました。また、繰矢川、滝沢川や、こういった河川や用水の護岸の崩落、構造物崩落のほか、田畑ののり面の崩壊、土砂の流入・流出等の被害が発生いたしました。

この豪雨により人的被害はありませんでしたが、家屋の床下浸水が栄町地区で1件、小田井地区で1件、床上浸水が塩野地区で1件あったという報告でございます。

小規模な被害を含めた被害箇所数と概算復旧費用については、道路関係で98か所、復旧費は概算で1億3,500万円ほどであります。河川関係は24か所、復旧費は概算で1億1,400万ほどになります。また、農地関係で100か所、復旧費は概算8,400万円、農業施設関係では48か所、復旧費は概算で1億1,000万円ほどになります。全体で270か所の被害が発生しまして、総復旧費は概算4億4,300万円ほどになります。

このほか国道の被害状況について、長野国道事務所上田出張所に問い合わせをしましたところ、馬瀬口地区の十石峠から馬瀬口交差点の区間で下り方面の2か所ののり面が崩落しました。通行に支障はなかったため、土のうを積み復旧したとのことでございます。

また、長野県が管理する県道河川の被害状況を佐久建設事務所に問い合わせしましたところ、災害復旧事業申請箇所数としまして、路線ごとになりますが、県道馬瀬口小諸線、県道借宿小諸線、県道小諸軽井沢線で路肩崩落がありました。

河川では、塩野地区、馬瀬口地区の繰矢川の護岸決壊がありました。また、災害復旧事業申請箇所以外では、広戸地区の県道草越豊昇佐久線の広戸橋付近で土砂が流出、馬瀬口地区の濁川で土砂の堆積があったとのことでございます。

次に、対応についてでございます。発災翌日には車両及び歩行者の通行に支障となる現場を優先に応急措置を行いました。土砂の撤去、通行の支障を除去し、安全を確保したところでございます。

また、以降のゲリラ豪雨、台風による二次災害を予防するため、被災現場にブルーシート、土のう、バリケード等を設置して養生をしております。

発災から1週間程度は、町民の皆様から被災現場の通報や復旧の見通しなど、ご連絡を頂いておりましたので、職員が現場を確認し、すぐに対応できる現場については、自営で対応をしたところでございます。

現在は、災害協定に基づき、長野県測量設計業協会東信支部に被災箇所の測量業務を委託したほか、こちらも災害協定に基づき御代田町建設業協会へ災害現場の復旧工事を発注したところです。また、佐久建設事務所及び長野県農地整備課に被災現場を確認いただいております。

そのほか8月21日には今回の災害の状況について報道発表をさせていただき、同日に議会全員協議会において被害状況の報告をさせていただきました。

長野県各用水組合及び隣接自治体が管理する施設の復旧については、今後も引き続き情報共有を図りながら早期復旧をお願いしてまいります。

また、町民の皆様からご連絡を頂いた被災現場につきましては、早期の復旧に努めておりますが、全てを同時に復旧することは不可能であります。順次復旧に努めてまいりますので、ご理解を頂ければと思います。

以上になります。

○議長（荻原謙一君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） 町長より招集挨拶で4億円以上の被害額とお聞きしました。金額からも復旧に向けては簡単なことではないことが推測されます。一日も早い復旧を目指していただきたいと思います。

続けて、2項目めの質問に移ります。

農業生産進捗と被害について、8月上旬までの佐久浅間、小沼地区の野菜旬別販売実績状況について、出荷数については34万2,000ケースで、令和5年度同時期と比較して1万2,000ケースの減少、達成率は97%ということです。販売実績につきましては4億8,334万円で、マイナス1,062万円ということになっています。令和5年度との比較して98%の達成率です。小沼地区、主品目のキャベツ、サニー、ブロッコリーが未達成で、中でもキャベツは販売実績で1,948万円の減少となっており、78%の達成率です。今年の春先にはキャベツが高いというふうに言われていましたが、8月までの販売単価を昨年と比較しま

すと、78%の達成率です。昨年から比べますと1ケース当たり200円ほど安くなっております。このため、当然のことながら販売実績も大幅に下がっています。

さらに、前段で被害状況の報告をしましたが、8月7日の午後における野菜の被害状況ですが、8月12日までの農協の集計で、ブロッコリー282a、キャベツ117a、サニー89aで、合計607aが被害に遭っていました。これらの野菜の内容は、秋の出荷分が大半で、本年度の収入は昨年に比べ当然のことながら落ち込んでいってしまうということが考えられます。再生産費の確保も厳しい状況です。農業振興事業維持のために補助金等の検討をぜひお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 木内産業経済課長。

（産業経済課長 木内一徳君 登壇）

○産業経済課長（木内一徳君） お答えします。

8月7日に発生した豪雨では、山本議員のおっしゃるとおり、土砂の流出・流入に伴う農作物への被害のほか、農地や農業用施設などに大きな被害をもたらしました。

農作物の被害状況は、JA佐久浅間小沼所管内で、8月末現在、ブロッコリー312a、キャベツ117a、サニーレタス・リーフレタスで148a、白菜60aで、被害額は175万円との報告を受けています。

質問にありました補助金等の農業者への支援については、どこまでを被害対象とするかの基準の問題、廃棄だけでなく被害があつて出荷した場合の正規価格と規格外との価格差分の問題など、自然災害での被害状況の把握が困難であり、町独自の生産費への補填、補助金の交付は難しいと考えています。

国では、農業災害補償法に基づき、農業共済制度を運用しています。これは自然災害による収穫量の減少などの損失を補填することにより、被災した農業者の経営安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としています。共同準備財産として、農業者があらかじめ掛金を出し合い、被害が発生した場合に、その共同準備財産から共済金が支払われます。国は、農業者が支払う共済掛金の一定割合の原則50%を負担するとともに、農業共済団体の事務に係る費用の一部も負担しています。

ただし、農業共済制度では、米、麦、ソバ、果樹、農業用ハウス、家畜など対象になる農作物等が限られているほか、補償対象になる事項は自然災害などに限定さ

れていて、価格低下などによる農業所得の減少を補償するものではありませんでした。そのため平成31年1月に、新たに原則全ての農作物を対象に農業所得の減少までを補う農業経営収入保険が導入されました。これは、農家がけがや病気を負って作業ができなかった場合や取引先の倒産、輸送事故及び盗難による所得の減少も対象となります。

近年では、新型コロナウイルスによる影響で所得が減少した場合も補償対象となった例もあります。この保険も国が保険料の50%、積立金の75%を負担しています。

なお、農業経営収入保険にも留意する点があり、加入条件として青色申告や農作業の日誌等の作成が必要になること、保険料は基準収入1,000万円の方だと1年目、33万2,000円、2年目以降は10万6,000円と比較的高額になることから加入率が伸びていない状況です。

近年は、台風の大型化や今回のような集中豪雨など、自然災害のリスクが高まっています。農業所得向上のためには販路の確保や栽培技術の向上などが必要になりますが、そうした農業者の努力も、自然災害の前では力が及ばない場合もあります。

農業共済制度や農業経営収入保険は、こうしたリスクを回避する方法の一つになると考えられることから、NOSA I長野と連携し、農閑期の農業者が集まる機会などを利用して加入促進に努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） 農業経営収入保険については、NOSA I長野より何度か説明を受けておりまして、承知はしておるわけですが、これに加入することによるリスクは完全に埋めることはできませんが、対策の一つになるとは思っています。

しかし、農業経営を安定させるためには、農業収入の安定と農家の手取りを安定させることが重要だと思います。そのための施策の検討を引き続きお願いいたします。

次に、3番目の質問に移ります。

繰矢川、千ヶ滝用水、御影用水、湧玉用水等の対策についてお聞きします。

8月7日の午後では、繰矢川の堰堤が崩れた箇所が大小をあわせて10か所程度あり、大きなところでは20mほど崩れたところもあります。これらの河川は、県や小諸市等の管理下にあり、町単独で水害対策等を実施することはできません。用

水路については、今までも補強や改良をしていただきました。しかし、豪雨になるとほぼ同じ場所で氾濫し、同じ場所で水害が発生しています。県や河川管理者等、危険箇所について要望を出すだけでなく、対策につながる対応ができないでしょうか。

今回も湧玉用水と御影用水の水門調整を大雨のときに依頼をいたしました。水門を閉めていただいたわけですが、今回の豪雨では全く効果がなかったという結果になっています。周りの雨が河川に流れ込み、さらに砂利や風で倒れた木の枝等が流され水の流れを悪くし、氾濫の原因になったと思います。

農地に砂利や石等が流れ込むと、今の時期は秋の収穫用の移植が中心なため苗が小さく、畑の土が柔らかいため、苗が少しの砂利等で埋まってしまうと被害も大きくなります。

町が直接管理していない用水の氾濫が同じ場所で続けて起きていると至急対策していただきたいと思います。要望として挙げるだけでなく、対策の実施まで確認できるようにしていただきたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、建設水道課から繰矢川の豪雨対策についてお答えをいたします。

繰矢川は長野県の管理になります。佐久建設事務所に確認したところ、災害復旧事業申請箇所、これは補助事業の申請箇所になりますけれども、おおむね100mの範囲を一つの箇所として数えているんですけれども、この箇所で馬瀬口地区で5か所、塩野地区で1か所あり、いずれも被災状況は護岸決壊でございます。それぞれの箇所においては、佐久建設事務所において応急的な復旧工事を実施したところでございます。

今後につきましても、佐久建設事務所と情報を共有しながら、対策の実施状況を確認してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 木内産業経済課長。

（産業経済課長 木内一徳君 登壇）

○産業経済課長（木内一徳君） 産業経済課からは用水の豪雨対策についてお答えさせて

いただきます。

千ヶ滝湯川用水と御影用水は県営農村地域防災減災事業において用水路の整備とともに雨水対策として排水路の整備を進めているところです。排水路については軽井沢町の熊沢排水路の整備を計画していますが、工事着手が見込めない状況のため、県と御代田町、小諸市、佐久市、軽井沢町の4市町と千ヶ滝湯川用水土地改良区とで連携し、排水路の代替案について検討しているところです。

湧玉用水は小諸市が管理していますが、豪雨時の町内の越水箇所の開路要望などは御代田町と小諸市で連携し、現地立合いや打合わせを実施した上で工事を実施するなど対応をしているところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） 今、河川だけでなく道路等の早期復元に向けて努力されている職員の皆さんに感謝申し上げ、次の質問に移ります。

2件目の訪問介護の具体的な取組についてお聞きします。

高齢者を取り巻く現状は高齢化率が増加する見込みで、元気高齢者が支援の必要な高齢者を支える互助の役割が大きくなってきております。

国の地域包括ケア見える化システムでは、令和5年の75歳以上の人口は2,266人、14.3%ですが、3年後の令和8年では2,511人、15.5%、さらに令和12年では2,824人、17.5%と推定されています。

このような状況の中で、実態調査の結果は、「在宅で介護を受けたい」と答えた方が50.5%、「自宅以外介護施設や高齢者向けの住まいで介護を受けたい」と答えた方は6.7%、「施設等の入所を希望された方」は21.3%、「希望しない方」は50.5%、可能な限り自宅で生活したいということがこの結果より分かってきます。

このため介護が必要になっても住み慣れた自宅での生活を希望する方が施設入所等を希望する方を上回っています。

また、自宅での生活の継続に必要と感じる支援について、配食、調理、掃除、洗濯、買い物、食料品等の巡回販売や宅配、通院や買い物等の外出同行、ごみ出し、移送サービス、サロン等の定期的な通いの場等でした。

特に、移動に関する不安が大きく伺えます。公共交通の少ない御代田町では、高

高齢者の移動手段の確保と日常生活に欠かせない活動の支援体制の整備が求められると思います。

第9期改革の目標に、1番目に高齢者の健康寿命の延伸、2番目に高齢者在宅生活支援の強化、3番目に地域包括ケアシステムの深化・推進、4番目に地域包括ケアシステムを介護人材確保及び介護現場の生産性の向上と4項目が設定されています。

この中で2番目の高齢者の在宅生活支援の強化について、5項目の施策がまとめられていますが、一つ目に生活の困りごとを支援する日常生活の支援の展開について、2番目に適正な介護支援体制の運営推進について、3番目に令和32年度—2050年に必要な介護サービス料をサービスごとに推計する、4番目に医療や介護保険サービスだけでは補えないごみ出し、移動手段の確保等、在宅生活における困りごとに対しては地域における支え合い仕組みづくりが推進されるようコーディネーターを中心に充実を図る、5番目に避難行動の支援のため名簿の整備と個別避難計画を作成し、関係機関と連携し、避難支援体制の構築に努めるとあります。

この中で、④の医療や介護サービスでは補えない在宅生活における困りごと支援について、地域における支え合う仕組みづくりの推進の充実とありますが、地域の担う役割や支え合う仕組みについてどのような仕組みにするのか具体的な取組をお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

町では、高齢者のニーズに応じた生活支援サービスを充実させ、安心して生活できる体制づくりを推進しております。

先日の森泉議員からのご質問でもお答えをさせていただきましたが、高齢者のニーズにつきましてはアンケートの結果からも元気高齢者、居宅要支援・要介護認定者ともに移動サービスに対するもの、これが大きなウェイトを占めているということを確認しております。

令和5年3月議会定例会におきまして、山本議員から高齢者の移動支援に関する一般質問をいただきましたが、その後の状況について幾つかお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、国の動きでございますが、国土交通省では、令和6年3月に道路運送法の許可または登録を要しない運送に関するガイドラインについて、無償運送でも実費請求ができる項目を整理し、地域における移動資源の確保が困難になっている中、住民が営利を目的としない互助による運送を運用しやすくなるような改正が行われております。

次に、町の状況としましては、移動支援サービスについてでございますが、昨年度に引き続きまして今年度も長野県移動支援アドバイザー派遣事業によるアドバイスを受けながら、生活支援体制整備事業として生活支援コーディネーターを中心により一層利用しやすいものとなるように検討を重ねております。

住民の方、約10名程度の方ですけれども、そういう皆さんとともに毎月開催しております地域支え合い推進会議では、住民レベルでできる移送支援の在り方について検討を進めており、この8月には住民主体によるボランティア外出支援活動、こちら自宅にある自家用車で高齢者の移送支援をしているというものなんですけれども、それを実施している岡谷市とその実施団体を視察させていただきました。

御代田町では、山本議員のところの馬瀬口地区で自主的にサロン送迎というもの始めておまして、こういった活動を御代田町のモデルケースとして、今後、ほかの地区に広がっていくようにボランティアが安心して活動ができるような補助の導入ですとか、ボランティアの人材確保のための養成講座に取り組んでいきたいというふうに思います。

また、高齢者のごみ出し支援につきましては、毎年対象者に対して実施をしております高齢者の日常生活及び健康状態を把握するための基本チェックリストや、後期高齢者質問票の送付に加えまして、今年度は可燃ごみの出し方、これについてのアンケートを実施したところでございます。回答者は817名の皆さんから回答いただきまして、回答率78%でございました。ごみ出しに困っているというふうにお答えをいただいた方は100名でございました。この100名のうち、車を運転していない方が38名で、どのような仕組みがあればごみを出すことができるのかお尋ねをしているところ、集積所の設置や運用方法の変更を希望する方のほか、町の事業による支援制度を希望する方もおり、こういった意見を参考に当町、御代田町に適した制度について検討を今進めている最中でございます。

高齢者のごみ捨てをできなくなるリスクは、不衛生な環境から病気を発症したり、

また、火災の恐れ、あと地域との孤立などが考えられます。朝のごみ出しが困難な高齢者のためにごみ出しを肩代わりするなどの支援策を検討することにつきましては、町長の50項目からなる公約の一つにも掲げられておるところでございます。

関係課ですとか外部の機関、また地域の声など、他方面と協議、連携をし、高齢者が在宅生活を安心して継続、生活できることを目指してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） 移動支援につきましては、地域の中で一つの方向としてボランティアを中心にサロン等への送迎をスタートしましたが、運営上の問題については町からのアドバイスをいただきながら進めていきたいと思っております。

また、高齢者が在宅で安心して生活するための手段についてどのようにするのか、関係各部門、地域の声などを他方面と協議、連帯するとあります。特に地域との連帯をどうするのか検討をいただき、早期のシステム化を一日も早く地域に提案していただきたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終了いたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告8番、山本今朝和議員の通告の全てを終了します。

通告9番、赤田憲子議員の質問を許可します。

赤田憲子議員。

（6番 赤田憲子君 登壇）

○6番（赤田憲子君） 通告番号9番、議席番号6番、赤田憲子です。

本定例会最後の一般質問となります。皆様もお疲れの時間だと思いますが、しっかりと質問させていただきたいと思っております。

2022年度9月定例会の一般質問において、御代田町小中学生の学力及び学力向上に対する町の取組について質問いたしました。

今回の教育についての一般質問は、当時の答弁を踏まえ、この2年間の学力の推移及び現時点での取組について伺うものです。

教育は町や国の発展、また、世界情勢を考える中でも要であると考えております。国が教育についてどんな方針を持ち取り組んでいくのかによって、私たちの将来は大きく変わっていきます。そして、国や県の方針や取組はもちろんです、各地方

自治体が教育に対し、どのような考えを持ち、独自性を持って取り組んでいくのかも重要な鍵となります。

今現在、各自治体の学校教育、学力向上に対する取組を見て、自分たちの子どもたちの将来を考え移住や転入を行っている子育て世代や若い夫婦が増えているという事実もあります。

このような社会情勢を踏まえ、まず最初に、教育の基盤となる御代田町の小中学生の学力について伺います。

本年4月に行われた全国学力テストの結果が7月29日に発表されました。都道府県別に見ると、1月に起こった震災の影響を感じさせることなく、小中学校ともにどの教科も石川県が上位3位以内を占めました。自らの関心に沿って主体的に学ぶことや対話を通じて共に学ぶことが学力向上の鍵だとしています。

今回の全国学力テストは、小学校6年生、中学3年生を対象に国語と算数・数学が行われ、その結果、小学校では、国語が秋田県が1位、石川県が2位、福井県が3位、算数が東京都が1位、福井県が2位、石川県・京都府が3位。中学生では、国語が石川県が1位、東京都が2位、福井県・秋田県・富山県が3位となりました。数学は石川県が1位、東京都が2位、福井県が3位です。石川県は昨年も小学校の国語と算数で1位、中学の数学でも1位でした。今回の中学校の全国公立高校の平均正答率は、国語が58.1%、長野県が58%、都道府県ランキング16位、数学が全国平均は52.5%、長野県が51%、都道府県ランキングは23位、小学校の結果は、国語が67.7%、長野県が67%、都道府県ランキング23位、算数が全国平均は63.4%、長野県は62%、都道府県ランキングは25位となっております。

長野県の平均正答率が、僅かではありますが全て全国平均を下回っている現状です。長野県の平均正答率が伸び悩んでいる中、2年前の一般質問で教育長に御代田町の小中学生の学力について伺ったところ、当時の過去5年間の推移の答弁をいただき、小学校では2017年においては国語・算数ともに基礎は全国5位以内と同等レベルであったが、応用に関しては全国平均を若干下回る結果だった。その後、毎年学力レベルは向上し、テスト結果も国語・算数ともに2021年には全国3位以内と同等レベルまで上がり、昨年の結果は広報やまゆりによると、国語・算数ともに全国平均を大きく上回っている。中学においても2017年時点では、全国平

均を下回る正答率であったが、その後、毎年学力は向上し、テストの結果も2022年には、国語は全国5位以内と同等レベル、数学は15位以内と同等レベル、その年に行われた理科は全国3位以内と同等レベルの正解率まで上がり、昨年については、広報やまゆりによると国語・数学ともに全国平均を大きく上回り、英語においては全国平均をかなり大きく上回っているとなっております。

過去6年にわたり御代田町の子どもたちの学力が向上している結果をお聞きし、各学校がしっかりと学力指導に取り組んでいることと、町長公約の公設学習塾事業などの取組がこのような結果を生んでいるということで考えておりますが、本年度も子どもたちの学力は高い水準を維持できているのでしょうか。

また、文部科学省がテストと同時にされたアンケート調査を基に分析した結果を発表しております。それによると、自らの関心に沿い、見通しを持って粘り強く学習に取り組む主体的な学び方や対話を通じてクラスメイトとともに学ぶ協働的な学び方を重視した授業を受けた子どもたちの正答率が高い傾向が見られたということです。文科省は上位の県でそうした授業が展開される傾向が強かったとしております。

また、全国的な課題としては、小学生の国語では文章の中のどこが事実として書かれ、どこが作者の意見なのかを明確に読み解くこと、中学の数学では複数のデータを読み取って正しく表現することなどに課題が見られたということです。

その他調査結果では、小学6年生の約21%、中学3年生の約32%が1日3時間以上、SNSや動画視聴などを行っていることも判明し、中学3年生では平均1時間以上学習している人の割合は、SNSなどの視聴が多いグループが少ないグループと比べると14ポイント、SNSなどの視聴が多いグループのほうが学習時間が少なかったこともわかったということです。

一方、地域や社会をよくするために何かしたいと答えた子どもが8割近くに上り、昨年より小中学校ともに増えました。

文科省の担当者はコロナ禍が去り、地域での総合学習への取組や問題解決のために学級会での話し合いといった活動が盛んに行われたためではないかと話しているということです。御代田町の子どもたちの分析結果はどのようになっているのでしょうか。本年度の学力テストの平均正答率及び国内におけるレベルとあわせてお伺いいたします。

○議長（荻原謙一君） 茂木教育長。

（教育長 茂木伸一君 登壇）

○教育長（茂木伸一君） お答えいたします。

令和4年第3回定例会の一般質問の折にも申しあげましたように、文部科学省からの通知により、結果の公表に際してはいたずらに、そして過度な競争意識をあおったり、序列化に陥ったりしないように、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わないとされております。それを受けまして、学校や町からの公表も全国平均や長野県平均と比較した文章表現で伝わるように工夫しておりますのでご了承くださいたいと思います。

今年度は、4月18日に全国学力学習状況調査が国語と算数・数学の2教科で実施され、議員ご案内のように、その結果が7月末に教育委員会や学校に届きました。

小学校2校全体では、国語は全国及び長野県平均と同等でございました。算数は全国及び長野県平均を今年度は若干下回りました。

今年度の特徴は、両小学校の間で若干差が見られたということでございます。外観的に見ますと、一方の小学校では国語・算数ともに全国平均を上回りましたが、もう一方の小学校の現6年生は昨年5年生の2学期に不安定だった時期がございまして、その影響があったのか、学習内容の定着がもう一歩であり本来の力を出し切れなかったということが考えられます。しかし、その影響もその後の子どもたち、先生方の取組で最小限に抑えられて、全国及び長野県平均とほぼ同等という結果につながったと考えております。

また、6年生になってからはどの学級も落ち着いた生活授業が行われ、児童会活動、学校行事に精力的に取り組んでいるということをご報告させていただきます。

この学年の子どもたちも小学4年生までの全国的な検査では全国水準を越えていた子どもたちでございます。安定した今、6年生としての1年間の伸びを期待しております。

中学校につきましては、国語・数学ともに全国及び長野県平均を上回っております。

次に、結果及びアンケート、質問紙による学習状況調査などから読み取れる町としての分析結果はというお尋ねについてお答えします。

まず、いわゆる議員が言われる学力テスト、学力調査に関する分析です。

小学校国語では、情報の扱い方に関する事項及び我が国の言語文化に関する事項については上回っておりましたが、言葉の特徴や使い方に関する事項及び話すこと、聞くことに関してはごく僅か下回っておりました。

小学校算数では、図形領域では両校とも大変よかったですのですが、数と計算、変化と関係、データの活用の領域で僅か下回っておりました。バランスのよい理解に努めていく必要があると思います。

中学校国語では、知識及び技能面では3観点とも高く、思考力、判断力、表現力における話すこと、聞くこと、書くことも高かったのですが、唯一、読むことの内容が僅か下回りました。

中学校数学では、図形、関数、データの活用ではそれぞれ大変高く、数と式の領域のみ全国平均並みでしたので、今後の授業改善の対象となろうかと思われま

次に、学習状況調査、アンケートでございますが、その分析結果を申し上げます。子どもたちへの70項目近くになる質問紙調査になりますので、全国平均と比べて特徴的なものの主なもののみ概略的に申し上げます。

小中学校ともに「毎日朝食を食べる」あるいは「毎日同じくらいの時刻に寝ている」というふうに答えた子どもたちの率が高く、基本的な生活習慣がある程度確立していると考えられます。これはご家庭の協力あつての賜物だと捉えております。

次に、1日当たりにテレビゲームをする時間あるいはSNSや動画視聴をする時間、先ほど議員ご案内があつたとおりでありますが、その時間が1時間以下という子どもたちの割合が全国や長野県平均よりも高く、ある程度節度を持った使い方がされていると思われま

「スマホやパソコンなどの使い方について、家の人との約束を守っていますか」という質問への子どもたちの率が高く、メディアリテラシーや子ども宣言、保護者宣言などがある程度浸透しているのかなと思われま

「学校に行くのが楽しい、先生はよいところを認めてくれている」と感じている子どもたちの率が、特に中学校のほうで高い結果となりました。ある程度健全な学校生活を送られていると思われま

一方、これだけのよさを持っている子どもたちだと私どもは捉えているのですが、「自分にはよいところがあると思いますか」という質問では、小学校では全国平均よりも若干低い率となっており、なかなか謙虚な子どもたちと言ったらいいのか、

もっともっと自己肯定感を持ってもいい子どもたちではないのかなという課題も見えてきております。

以上、概略をお伝えさせていただきました。

○議長（荻原謙一君） 赤田憲子議員。

○6番（赤田憲子君） 本年度の結果を伺い、年によっていろいろあるかとは思いますが、やっぱり全国平均と同じか、それより下回っているというのはちょっと残念な結果だなとは思いますが。

小学校でいろいろな問題もありまして、学力だけじゃなくて学校としてほかの教育でも取り組まなきゃいけない課題もいろいろあるということもありますけれども、石川県のように3学期、被災地で過ごしたお子さんたちなんかもテストを受けてもそれなりの結果を、全部の地域というわけではないですけど、出しているというところもあるので、そういう部分では行政とか大人とかそこら辺のやっぱり力ということも大きくなってくるのではないのでしょうか。

また、SNSなどの使用が全国平均よりもかなり少ないということで、それはすごくいい傾向ではないかなと思います。各家庭でのご両親、おじいちゃん、おばあちゃんの教育とか、そこら辺もうまくつながってきているのではないかと思います。

次に、この分析結果を踏まえ、学力向上に対する学校及び教育委員会の取組について伺います。

御代田町の子どもたちの学力がずっと上向き傾向に上ってきまして、今年の結果もいろいろあるとは思いますが、2年前にその時点で教育長から数値に表れる、見える部分としての学力として全国学力調査で小中学校ともに平均正答率において高いレベルに達していたことや、義務教育の総仕上げとしての中学卒業段階で子どもたちが高校選択に幅を広げているなどから、小園町長が県下一の子育て、教育の町にしたいという公約実現に向けて総政策に着手してきた時期と一致していたことから、その方向性を大切に力強く進めていきたいという答弁を2年前にいただいております。

この2年間は多分その方向性で進められてきたと考えます。本年度は、テスト結果に多少の落ち込みも感じられますが、その後もその方向性、方針には変わりなく進められているのでしょうか。また、この2年間に学力向上に対する新たな取組は行われているのでしょうか。そして、この今年度のテスト結果を踏まえ、取組内容

などに変更はあるのでしょうか。現時点での学力向上に対する教育委員会、学校での方針及びその取組についてお聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 茂木教育長。

（教育長 茂木伸一君 登壇）

○教育長（茂木伸一君） お答えします。

現時点のということでございますので、先ほど申し上げた今年の全国学力学習状況調査の分析に基づいて、各学校または教育委員会で取り組む方向をお知らせさせていただきます。

結果と分析につきましては、まず各学校が丁寧に行い、その分析に基づいた今後の取組について、8月22日の3校校長会、また8月27日の定例教育委員会でご発表いただきました。また、2学期の学校運営協議会においても伝えられますし、学校だより等において学校ごとに保護者や地域の方にも伝えられると思っております。

学力調査、テスト結果への取組は、毎時間の授業で弱点や課題に対する対応策が取られていきます。また、学習状況調査の結果につきましては、例えば、先ほど申し上げましたように、自分にはよいところがあると思える子どもたちが、もっとももっと増えてもいいと、また増えるようにしたいという願いで、3校で子どもたちの行動のよさを積極的に評価して認めていこうという取組に着手しております。

スクールワイドP B Sという考え方に基づく実践であります。この実践校である埼玉県戸田市立喜沢小学校の教頭先生を講師としてお迎えして、夏休み中の3校合同研修会で研修をしたところでございます。教育委員会としましては、学校ごとの分析に加えて3校全体の分析を町の指導主事がやはり丁寧に行い、そこから読み取れるよさや課題に対応する対応策について校長会、また一校一校の学校訪問時に時間をかけて、今お伝えし、共有しているところでございます。

また、県教育委員会との学力向上に関わる懇談会がございまして、希望する地教委との間で行われているのですが、御代田町は毎年、県教委においでいただいて、学校職員とともに県からの資料や情報を基に話し合っております。

細かな具体的な取組の中身は大変多岐にわたりますし、学校ごとに課題が若干違い、その対応策にも違いが出てきますし、詳しい内容になりますので、共通していることについて2点申し上げます。

3校とも最も根底に置いていることは、1時間1時間の授業改善でございます。1日に5時間ないし6時間行われ、子どもたちが学校にいる時間の大半を占める授業が充実していなければ、学力向上は望めないと考えております。そのために、先生方お一人お一人が単独でばらばらに苦勞、工夫されるのではなく、小学校は学年会や連学年で、また中学校では教科会等で、単元や1時間の授業を共同で考え合うことをお願いしているところでございます。

もう一つは、ご家庭のご協力を得るということでございます。基本的な生活習慣の確立とともに、家庭で学習する時間をたとえ僅かでも確保していただくことの大切さを、学校や教育委員会は様々な機会を捉えて呼びかけているところでございます。学校で分かる授業を行い、家庭で学習する習慣を身につけていただく。この循環がきちんとなされ、機能していくことがこれからも大事になってくるかなと思っております。

教育委員会が施策として行っているステップアップ塾や夢サポ塾も大きくとらえれば、その一環を形づくっているものと考えております。

以上です。

○議長（萩原謙一君） 赤田憲子議員。

○6番（赤田憲子君） もちろん年により多少の上下変化は当然あるものだと考えますし、また教育というのは、やったからすぐに結果が出るというものでもないと思います。時間のかかることだと思いますけれども、御代田町、5年、6年とかけていい方向に向かってきているということもあるので、これからもいろいろな取組がいい形になってくることを願っています。

今、教育長のお話を伺ったところ、やっぱり学校での学習時間を大切にされているということで、各学校での取組ということも細かいところではあるということは、教育委員会でもちゃんと学校にあわせた内容をそれぞれ考えてくださっている、そういうきめ細やかな指導というか取組を行ってくださっているということを知って、とても安心いたしました。もちろんご家庭での教育ということも大事になってくると思うので、そこは私たち町民のほうも一緒に子どもたちについて考えていかなければいけないところだと思います。

先ほども申し上げましたけれども、やっぱりこの全国上位に学力レベルが入っている石川県、秋田県、福井県などは、それぞれ独自の取組により全国ランキングト

ップまたはそれに近い順位を継続して取り続けております。毎年子どもたちは成長し、次の世代へと変わっていくわけですが、それでも継続して結果を出しているということは、それぞれの市区町村及び都道府県での取組がどれだけ重要であるかということが分かります。

御代田町においても、先ほど教育長の答弁を伺い、しっかりとした取組が行われていることが今までの結果、これからの結果につながっていくものと考えます。もちろん、目に見える得点が教育の全てでないことは当然のことではあります。義務教育の学力は私たちが生きていく上で最も基礎となる学力です。その学力が全国順位だけではなく、学習内容の70%ぐらいの定着を目指すことはとても大切なことであり、将来ある子どもたちのこれからの目標を定める上でも大切な基盤となるものだと考えます。

今後も教育委員会のしっかりとした舵取りの下、各学校、御代田町の小中学校の学力がしっかりと定着し、それが維持されることを強く希望し、諸先生方及び生徒たちの頑張りを応援していきたいと思っております。

次に、学力とあわせて教育委員会が重視している町の教育方針及びその取組について伺います。

教育は、学力以外にも人として生きる力や社会性を身につけるなど、そういう意味においても重要です。2年前、教育長は答弁の中で学力について数値に表れる学力と数値に表れない学力、大切な学力という表現で、自分で問題や課題を発見し、解決に必要な情報や手段を集め、選び、行動に移したり、表現していく問題解決力、生きる力の育成を挙げていました。御代田町教育委員会では、そちらも大事にし、子どもたちの学力として育てていきたいと考え、図書館を使った調べる学習コンクールや中学生子ども議会などを取り入れ、人として生きる力に相当する学力もあわせて総合的に備えた人間力の育成を御代田町の大事な教育方針として備えているという答弁をいただきました。

他の市区町村においてもそれぞれ数値に見える学力の向上に向けての取組と、市区町村独自の教育に対する取組を行っております。

例えば、東京都青梅市では、「国際化時代を生きるために」をモットーに、ドイツのポッパルト市と姉妹都市の提携を結び、両国、両市民の交流などを通して国際化を視野に入れた施策を展開しております。また、小中学生主張大会を開き、将来

の夢や生き方、身近な生活や社会に対する考え、郷土への思いなどについて自分の思いを発表する活動もしております。

三重県松阪市では、タブレット端末を活用した、「誰一人取り残さない人づくりの実践」をモットーに、まつさかGIGAフェスタを開催し、学校・家庭・地域向けイベントとしてプログラミング大会、タイピングコンテストほか、プログラミング体験、参加型の授業体験など多くの方々の参加を得ました。学校での持ち帰り学習を充実させ、これまで画一的であった宿題という概念を変え、子どもたち一人一人が自分に応じた課題に取り組めるよう、家庭学習も進めています。例えば、教員が一斉に同じ課題を配信する形から、児童生徒が自身の蓄積された学習ログを活かし課題を選択する、いわゆる自己調整的な学習を行っております。つまりいたところを解説動画で学び直すこともできます。また、授業内で解決できなかった発展的な課題を家庭学習において継続することもできるようにしました。

教育に力を入れることにより、住みたい町ランキングを上げ、子育て世代の移住者を増やした市町村の中に埼玉県さいたま市があります。人口増加率全国2位、ゼロ歳から14歳の転入超過数8年連続1位、政令指定都市幸福度ランキング3位など、急成長をしている自治体です。さいたま市は英語教育に予算をかけ、教育の町として新たな魅力を打ち出すことに勝負をかけました。全国に先駆けて小中学校の英語教育に力を入れ、独自の教材を用いて1クラス3人体制の英語授業を実施した結果、全国の中学3年生の英語教育実施調査において英語検定3級相当のレベルが全国平均42.9%のところ、さいたま市は86.6%と全国1位に大躍進することになったのです。その功績がメディアで大きく取り上げられ、英語教育が充実している町で子育てをしたいという若い夫婦が転入してきました。

茨城県つくば市は市を上げて教育に力を入れており、平成24年度から、市内の全公立小中学校を小中一貫で9年間の教育プログラムとし、学校によってタブレットで授業をしたり最先端の実験をするなど、独自の教育プログラムを採用しています。高度な教育を市の子ども全員に提供している国内有数の教育の町で、東京をはじめ他府県からわざわざ引っ越ししてくる子育て世代も多いそうです。幼稚園、保育園などでも、いろいろな取組が行われており、保育園の散歩の行き先が本物の研究所で植物研究所でパイナップルの苗をもらってきて庭に植えている子どもの姿を見て、自分から興味を持って取り組むことが本当の勉強だなと感じたという保護者

の声なども上がっておりました。

そのほかにも学校教育の特色の一つとして、地域の伝統文化を学ぶことを通じて後継者の育成を目指す取組を行っている自治体もあります。

このように教育が町を変えていく大きな側面もあると考えますが、御代田町の教育委員会が重視している学力向上以外の教育方針及びその取組内容はどのようなものなのでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 茂木教育長。

（教育長 茂木伸一君 登壇）

○教育長（茂木伸一君） 令和5年第4回定例会における森泉議員からのご質問に対する答弁と重複しますが、ご容赦ください。

町の教育方針、方向につきましては、最も基本的なものは、第5次御代田町長期振興計画の中で「次代・郷土を担う人を育み文化のかおるまちをつくります」の章で6つの節にわたって記述され、よりどころにしているところでございます。

また、町が今まで大切にしてきた御代田町子育て5か条や、子ども7か条、それらを具現する人間力を高める家庭生活の手引き等も大事な方針であると捉えております。

これらは毎年4月に学校を通して子どもたち、保護者に配布されますし、町民の皆様には6月の町報に掲載されております。

学校教育においては、御代田町学校教育の共通目標とその具体的な取組を学校と教育委員会がその年度の教育活動を振り返りつつ検討し、修正を加えて改訂しております。

ご案内のように3校の共通目標を「生きる力を備えた人間力向上」と据え、人間力の中身を「知・徳・体」の面から3つに具体化しております。

今まで取り組んでまいりました学校教育関係の総施策は、全て共通目標である人間力向上につながり、集約されるように構想し、実践してまいりました。そして、それらの成果をご案内のように数値等として、目に見える部分と目には見えにくい部分が充実している部分とで分かりやすく示せるようにしてきたつもりでございます。

目に見える学力の面としましては、先ほど申し上げましたように、各校で日々授業改善に取り組むとともに、教育委員会としましてもステップアップ塾や夢サポ塾の開設、英語や理科の支援員の配置等、学校の実情に即した細やかな配慮をしてま

いました。具体例で申し上げますと、小学校の英語は5・6年生からであります。御代田町は3・4年生の英語活動にも英語の支援員さんを配置して、低学年のうちから英語に学び親しむ、そういう機会を重視しております。一番は子どもたちのご努力とご家庭の協力があってこそですが、学校先生方の取組と教育委員会の総施策も相まって、ここ数年、全国学力学習調査や諸検査においてある程度の成果を上げてきていたり、夢サポ塾に参加している中学3年生がそれぞれ志望校に合格したりしているものと思われまます。

今年度の6年生が低かったということではございません。さっき申し上げましたように、例えば全国平均を超えた学校は、議員のご案内の言葉で言いますと全て全国3位以内に相当しております。中学校も国語、数学とともに全国平均を上回っておりますが、これも全て全国3位以内に相当しております。もう一つの学校の子どもたちも決して低いわけではありませんでした。申し添えます。

目には見えにくい部分での学力、人間力について申し上げます。心理学上の言葉を使いますと非認知学力といわれます。人として生きていく上では、ある意味、テストの点数などよりも重要視されるものでもございます。

この面では以前お答えさせていただきましたように、例えば、町では小学校、中学校共通のテキスト「みよた学」の冊子を作成し、郷土御代田に根を下ろした体験に基づく学びを小学校のときから積み重ねております。そして、中学校ではこの学習の総まとめとして、3年生のときに町への提言ができるように子ども議会に向けて議論を重ねております。その結果が子ども議会における中学生の質問内容、着眼点、態度に表れていると考えております。これらの取組の成果として、全国学習状況調査の中の先ほど議員おっしゃられた「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」という質問に対して、全国平均は今年度76.1%ですが、御代田町では85.9%の生徒が「何かしてみたい」と答えております。

現実に、中学校では生徒会の呼びかけで龍神祭りの翌日の朝、円形広場を中心にごみ拾いを毎年、自主的に行っております。このような子どもたちの姿は着実に内側から育っている部分だと考えます。

二つ目の例として、これも前回申し上げました、図書館を使った調べる学習コンクールを4年前から実施しております。これは子どもたちが抱いた驚きや疑問に思ったことを自分自身の問題意識として持ち、自分なりの仮説や予想を立てながら図

書館の本を使って徹底的に調べ、レポートにまとめて作品に仕上げます。校内審査と町内審査を経て入賞者への表彰式を行っております。優秀作品は全国コンクールにも出品されます。全国コンクールの中でも優秀賞を頂くようなお子さんも出ております。例年、370名から400名近く、御代田町の小中学生のおよそ3分の1のお子さんが応募してくれています。全国的に子どもたちの読書離れが大きな課題となっている昨今、御代田町では子どもたちが図書館に親しみ、本に没頭する機会を得ていることとなります。公立小学校の年間図書貸出冊数の平均は全国49冊であるのに対し、北小・南小学校とも80冊を超えており90冊に近づいておりますし、今年度の目標は100冊でございます。実際、子どもたちの作品がすばらしく、毎回の審査はわくわくしてきます。今年も力作が期待されますので、どうかご覧になっていただければありがたいと思います。

3つ目の例としては、各学校に人々とのふれあい、交流を教育活動の中に位置づけていただいております。

内堀綾子議員の質問へのご答弁にもありましたように、北小・南小ともに地域の方々が気軽に学校に立ち寄っていただく部屋を設けております。南小ではコミュニティスクールの一環として、毎週水曜日を定例として地域の方々がお越しくださり、休み時間を中心として子どもたちと交流する時間と場を設けております。子どもたちも、また地域の方もお互いに楽しみな場と時間となり、集団になじみにくいお子さんも喜々として人と交わる場になっているという報告を学校から受けております。

中学校でも、例えば保育園で園児との交流を行い、それがきっかけで保育士を目指すようになったという卒業生もおります。そういう方が、先日の御代田町の教員採用試験を受けてくださり、交流学习のよさを熱く語ってくれました。人との交流の中で自分の心の中に芽生えた将来の夢を育ててくれたのかなと推察いたします。

また、議員の皆様にもご参加いただきました今年の成人式でございます。このような取組を始めて5年経った子どもたちであります。確かに、教育の成果がどこに表れるかというのは非常に難しいわけではありますが、例えば、あの成人式で、最後に中学校のときに歌った「大地讃頌」を全員合唱して終わりたい、こういう成人式をやる自治体があるでしょうか。私は感激いたしました。当時の3年生の文化祭、雪窓祭の映像をバックに流しながら、子どもたちは今でも朗々と「大地讃頌」を歌

える子どもたちです。そういうような姿にこそ、子どもたちの評価を求めたいと思います。

以上のように、数値として表れる学力も高めつつ、数値ではなかなか測ることのできない学力も大切にして双方を高め、伸ばしていくことで、人間力向上につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 赤田憲子議員。

○6番（赤田憲子君） 教育長のほうから取組について、また、方向性について伺いましたが、小園町長も御代田町の町長として教育には大変力を入れてこられたと実感しております。2022年の一般質問において、町長に教育方針や取組についても伺いいたしましたが、その際、小中学校時代に得た自習スキルは、将来、社会で活躍するために絶えず勉強が必要であることから、一生使える自習スキルを夢サポート塾を通じて身につけてほしいという思い、そして御代田町の子どもたちに夢を大きく持ってもらうことが大切であり、そのための基礎学力の向上や知的な大人との出会い、子どもたちの探求心をサポートする仕組みと地元への愛着を育てていくといった多面的なアプローチで子どもたちによりよい育ちを実現していくことが大切だというお考えを伺いました。

あれから2年が過ぎましたが、今現在、町長が考える学校教育に対する方針に変わりはないのでしょうか。また、現在の教育方針に沿った取組内容、また新たに予定している取組などがありましたら、それについてもお聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

赤田議員、さすが教育のご質問ということでいつも増して力を入れてご質問いただいているなという感じがいたします。

先ほど聞いていてちょっと私なりに思ったことで英語の話をしたいと思うんですけど、英語を例に挙げますと、私は仕事でたまに英語を使われる方と応対することがあるので英語で会話をすることがございますが、会話の9割以上は、もうちょっと多いかも、9割5分とかは中学校までの内容で実は十分なんです。単語とかで少し難しいとか専門的な場合があるんですけども、文法を考えると高校から習った

ものっていうのはあんまり多く要りません。文章を書くときには結構高校の知識が要ると思うんですけど、会話においてはあんまり要らないなという感じが、仕事上で英語を使っていてよく実感しております。義務教育というのが生きる力と直結していることの証左の一つなんじゃないかなというふうに感じているところであります。

さて、過去の答弁と繰り返しとなる部分があることをあらかじめご承知いただければと思います。

私をご承知のとおり、町長に立候補した時点から子育て、教育で県下一の町にしたいと公約に掲げてまいりました。その面での町民の皆様からの熱いご期待、ご支持もあって、現在この職に就かせていただいているという思いもございました。

教育費の無償化をいち早く実現させ、高校生への通学費補助も実現してまいりました。また、コロナ禍においてはオンライン学習が先駆けてできるようにGIGAスクール構想の半年前に中学生へのタブレット導入を行いました。ステップアップ塾や夢サポ塾も就任初年度から実績を積み上げてきたところであります。

学校教育に係る具体的な方針や取組内容については教育長からなる説明がありましたけれども、私としてもその方針を理解し、全面的にバックアップしているところであります。

いわゆる目に見える形でのエビデンスも大事にしてくださいということは、町長就任当初から教育委員会にお願いしてきたことであります。教育委員会とは常に施策や方向を確認し合い、総合教育会議でも教育委員の皆さんと考えや情報を交換し合っているところであります。

こういった数々の取組を背景に子どもたちは頑張ってくれました。教科における学力の伸びはこの5年間で目覚ましいものがありました。ここから先はそれぞれが伸ばしてきた学力を元手にしつつ、キャリア教育等に舵を切っていくことが大事だと思っております。

以前の答弁にもありましたが、中学2年生向けのキャリア教育講演会のようなものは、私としては諦めずに実現に向けて努力したいと思っております。生涯学習係の人員が手いっぱいなかなか新しいことに手がつけられないという状況もあるようでありますので、今議会でご提案している定数条例の改定を背景に、採用人数のゾーンにあわせまして、教育委員会の職員を増やしていく考え方も取っていきたい

とこのように思っております。

また、どのようなキャリアを積むにしても英語は大変重要であります。多文化理解というリベラルアーツ的価値観に照らしてもそうでありますし、当然、実用する意味での生きた英語を使う場面も大事であります。大学受験のときにも英語ができないとそれだけで大きなハンデキャップとなってしまいますので、小さなうちから少なくとも英語を嫌いにならないようにしてもらうことが大事です。英語を読み、書き、聞き、話せる、総合力の涵養に進んでいってほしいと考えております。

今年度は小学生向けの英検講座を生涯学習系のほうで準備してもらっています。子どもたちのモチベーションを維持し、高めるためには、明確な目標があることが大切だと思います。可能なお子さんは小学生のうちに英検5級、また、中学生のうちに準2級を狙っていく等、高い目標に挑戦していただけるよう町としても強力でバックアップしてまいりたいと考えております。

このように、方針としてこの2年間で大きく変わったところはありませんで、これまでのやってきたことを着実にさらに前に進めていくということかなと思っております。

いずれにしても教育委員会と良好な関係を保ちつつ、学校教育の内容、質の向上を図っていくとともに、保護者の皆様への支援も含めまして、よりよい教育環境を整えていく所存でございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 赤田憲子議員。

○6番（赤田憲子君） 町長としても公約どおり、子育て、教育で県下一の町にしたいという方向性に変わりなく、先ほどの教育長のお話でもある程度の方向性に向かって、いろいろなことに取り組んでいかれているということを知ってとても安心いたしましたし、そういうことで教育分野においても進められているということ、また、教育委員会と情報の交換などしあって着実に進めていただいているということは本当にほっとしました。よかったと思っております。

私は、常に新しい取組を行ってほしいと申し上げているのではなく、常に現状を把握し、学校、子どもたちに目を向けた教育を行ってほしいと思っております。その中で必要な修正を行ったり変更や新たな取組が必要なときはしっかり取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

また、英語教育にも力を入れていきたいということで、先ほどの町長のお話もありましたが、私も全く同感で、中学3年生までの文法でほとんどの意思疎通はできると思っています。あとは語彙を増やすだけでビジネスの会話も可能になってくるのではないかと思っています。そのぐらい中学3年生までの英語教育というのはとても大事です。その英語教育にも力を入れていただけるということですので、御代田町の中学3年生の多くの子どもたちが、中学終了時点で英語力の目安となる英検3級程度の学力をしっかりと身につけ、高校へ進学できるよう力を入れていただくとすごくいいかなと思います。一部すごく得意なお子さんもいらっしゃるんですけど、やっぱり先ほど町長も言われたように3年生までの学力をしっかりと身につけていけば、その後、あと語彙を増やしたりの勉強で、世界で活躍する人材は十分に増えていくと考えております。

これからも、子どもたちや保護者の皆さんに寄り添った、よりよい教育環境を備えていくという、そのような姿勢で教育委員会と共々、町のほうでも力強くバックアップしていただき、取り組んでいただくことを強く希望し、次の質問に入らせていただきます。

次に、中学校の部活動の現状と地域クラブ移行について伺います。

2022年度末にNHKが各都道府県の中学校体育連盟などへの取材の下に、野球やサッカーなど、およそ30競技の部活動に入っている中学生の数を調査し、入部率というものを出示してくれました。その結果、全国平均は下がり続け、2022年度は59.6%と初めて6割を割り込んだことが判明、正確な記録が残る2006年度以降を見ても過去最低でした。さらに、都道府県別で見ると8割近くにあたる37の都道府県で2022年度が過去最低という結果が出て、全国的に運動部離れが進んでいるということが分かったという報道があります。

その理由につきまして各教育委員会などに聞いた結果によりますと、少子化により生徒数が少なくなることで、特にチームスポーツが成立せず廃部になったり、教員数が減ることで運動部の顧問を担う教員がいなくなったり、活動を維持できなくなったというケースが増えているということ、そういうことでした。

運動部活動への加入率が男女ともに全国的に見て減少傾向にあるということですが、御代田町の中学校における運動部及び文化部における部活離れは起こっているのでしょうか。中学校の現状についてお伺いたします。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えいたします。

昨今、報道機関や公益財団法人などが部活離れについて全国調査を行っておりますが、今年、公益財団法人が公表した全国調査を一つの指標としてお話ししたいと思います。

その調査結果では、中学校期男子の部活加入率は、平成27年から令和3年にかけて70%台で推移してきましたが、令和5年は、令和3年から9.9ポイント減少し、64.1%であったと公表されています。また、女子の加入率は、平成27年に58.4%であったが、令和3年と令和5年ともに49.8%と半数を切ったとのことでした。

御代田中学校の現状でございますが、過去5年間の部活動の加入率、こちら運動部と文化部をあわせた全体ですが、今年度が78.4%、昨年度は78.7%、令和4年度は78.4%、令和3年度は74.5%となっております。令和2年度は73.2%でした。本年度の運動部、文化部別の加入率です。運動部が54.7%、文化部が23.6%となっております。続いて、男女別の加入率です。男子の加入率、今年ですが75.7%、女子の加入率が81.0%となっております。

このような加入状況を踏まえると、全国と比較して御代田中学校の部活動加入率、比較的高い傾向にあるというふうに見えると考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 赤田憲子議員。

○6番（赤田憲子君） 御代田町、御代田中学校の部活動加入率は全国平均を見てかなり高い数字になっている現状を伺いほっといたしました。部活動に加入している生徒の皆さんが大体75から80%いるということですので、しっかりとした形で今後も活動を続けていくような体制が必要だと思います。

そこで、次に部活動の地域移行について伺います。

部活動の地域移行とは、2022年6月にスポーツ庁での有識者会議で提言された公立中学校における休日の運動部の部活動を外部に移行する部活動改革の一つです。移行先の地域はスポーツクラブや民間企業、スポーツ少年団などが想定されており、移行先では複数の中学校が集まることが可能となります。従来の部活動では

主に教員が指導を行います。部活動の地域移行では外部の部活動指導員が行います。2023年度から3年間を改革推進期間とし、今後、地域移行での準備が進められる予定です。本年度は、運動部の地域移行が進められる段階ですが、今後は文化系の活動においても運動部と同様の地域移行が行われる見通しといわれております。

部活動指導員は校長の監督下で顧問に代わって部活動での指導や引率ができる学校外の人員であり、中学校の部活における技術指導を行うほか、大会などでの引率も担当する学校教員の一人という位置づけになっております。

御代田中学校でも運動部活動の地域クラブ移行は進めているようですが、その内容について伺います。

御代田中学校だより「浅間山」によると、部活動を地域移行へと進めている理由として、生徒数が減少していくことから生徒が参加したい部活動を継続することが難しくなっていくこと、生徒の希望する専門的な指導を受ける環境を保障する必要が挙げられておりました。

一般的に、教員の働き方改革の一環として地域移行を進めることにより教員への負担を減らせる期待ができることや、少子化により部員が集まらないチームスポーツでも複数の学校から地域のスポーツクラブなどに集まって活動ができることにより、人数の確保が行えるなどの利点が挙げられている一方、地域のスポーツクラブや民間企業などへ移行された場合は家庭の費用負担なども増えたり、活動場所が学校から離れていく場合には保護者の送迎の負担など、また、部活動指導員という人材確保の難しさにより特定のスポーツでは適切な人材が見つからないことなど、課題も指摘されております。

火曜日の内堀綾子議員の一般質問と内容が重複する部分もありますが、御代田町において地域移行先はどのような体制で、どの組織に移行し、それについてどのような利点と課題があるのかお伺いたします。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えいたします。

部活動の地域移行については、国が令和4年12月に学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを策定し、令和5年度から令

和7年度までの3年間を改革推進期間として重点的に取り組みつつ、地域の実情に応じた可能な限り早期の実現を目指すとしております。

これらの部活動改革の背景には、生徒が減少する中学校部活動をこれまでと同様の形で運営することが難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあることや、学校の働き方改革が進む中、本人の意思や専門性の有無について十分な配慮ができない状況で教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することが一層難しくなることなどがあります。

こうしたことから、これまでの学校部活動の在り方を見直し、地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てるという意識の下、地域におけるスポーツ・文化芸術環境を整備し、可能な限り早期に子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる環境を構築することや、教員の働き方改革を推進し、学校教育の質を向上させることに取り組む必要があります。

県では、長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針を新たに策定し、適切で効果的な活動となるよう取組を進めているところです。

この中で国が示す令和7年度までの改革推進期間中に新たな地域クラブ活動の環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末をめどに休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指すとしております。

地域移行の形態でございますが、議員ご指摘のとおり複数ございますが、町では規約等を整え、御代田町休日スポーツ・文化活動協力隊を組織して進めております。

移行に際し、指導者に対する報酬や交通費を町が負担するとともに、町内体育施設の利用料を免除するなど、保護者の皆様の負担が軽減されるように努めております。

中学校では、男子バスケットボール部が休日の地域移行を完了しており、専門的な指導の充実、教員の長時間勤務の解消等に寄与しております、さらに、男子バレー部、卓球部、女子ソフトテニス部などでも休日の指導者のめどが立っており、地域移行が可能となりつつあります。

利点としては、行政が主導することで、よりスムーズな移行ができる点や、先ほど申しました子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる環境の構築、教員の働き方改革による学校教育の質の向上が考えられます。

また、地域移行ができていない部活動の課題として挙げられるのが人材の確保になります。地域移行した場合に指導者が複数いなければ毎週指導するのが難しいという声もあり、地域移行に踏み切れないケースもあります。

町では、今後も部活動の指導者となる人材を引き続き募集し、人材の確保に努めるとともに、今後、移行を進める中で見えてくる新たな課題に対しましても丁寧に向き合い、地域移行が円滑に進むよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 赤田議員に申し上げます。制限時間が近づいていますので、まとめてください。

赤田憲子議員。

○6番（赤田憲子君） 御代田町では町のバックアップ体制の下、協力隊を組織して地域移行を行っていくということを伺いましたので、保護者の方たちの負担などの軽減もされた形で移行が行われるのかと思います。伺った感じで人材確保など課題もいろいろあると思いますけれども、また、今後、新たな課題も地域移行を行った後、出てくることも十分に考えられますが、今後も多くの子どもたちが生涯にわたってスポーツ、文化芸能を楽しめる環境が構築されるよう、しっかりとした体制で進めていただきたいと思います。

今回、小中学校の教育及び取組について伺うことができました。町として教育委員会や学校中心にしっかりとした方針を持ち、体制を組み、教育に取り組んでいただきたいということは、子どもを持つ多くの家族の願いではありますが、それは子育て世代だけではなく、御代田町や日本の未来を考える上で全ての人たちにとっても将来に関わる重要な内容であると考えております。少子化問題が叫ばれる中、子育てや教育はそれに直接携わっている方たちだけの問題ではなく、社会全体として取り組んでいく必要があります。

最近では、PTAの崩壊や市町村における様々な行事、住民行事や活動が参加者や担い手不足により縮小されたり、中止になったりしている現状が、日本のあちこちで起こっております。この御代田町でも、そのような現状が起こりつつあります。幾ら科学技術が発達し、AIが私たちの暮らしに役立つ時代になっても、地域に暮らす私たち住民のつながりが薄くなっていくことは助け合いの精神が希薄になり、悲しい出来事を生んでしまう可能性を高くします。

豪雨や台風、地震など恐ろしい自然災害が世界各地あちこちで起こっている現状もあります。そんなとき、地域の人たちの顔が見えるつながりのある暮らしができていたら、お互いに助け合うことや声を掛け合うことで救える命も必ずあります。

学校教育も行政や学校が中心となり、しっかりとした体制で取組をしてもらうことはもちろんのこととしても、それぞれの家庭や地域住民と一緒に考え、関わっていかないと成り立たない内容であります。

私はこれからも町に対し、住民が安心して暮らせるまちづくり、それに取り組んでいただけるよう働きかけていくつもりです。そして同時に、御代田町が人にやさしく、住んでいてよかったと思えるような町であることを住民の皆さんと一緒に行動を起こし、取り組んでいきたいと思えます。行政が中心となり、住民の皆さんと一緒に住みやすい御代田町をつくり上げていく、そんな町であることを心から願い、私の一般質問の全てを終了いたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告9番、赤田憲子議員の通告の全てを終了します。

以上をもちまして、一般通告質問の全てを終了します。

これにて本日の議事日程を終了します。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時07分